

社会民主党の結成と禁止

—史的考察を中心として—

太田 雅夫

目次

- 一 はじめに
- 二 社会民主党結成の要因
- 三 社会民主党結成のメンバー
- 四 社会民主党結成の準備会
- 五 社会民主党の届出と禁止
- 六 社会民主党禁止後の動き

一 はじめに

社会民主党の結成と禁止（太田）

わが国最初に結成された社会主義政党である社会民主党については、従来から近代日本政治史あるいは日本社会主義運動史などに通史的に書かれている程度で、まとまった研究論文は、安部磧雄の「明治三十四年の社会民主党」（『社会科学』第四卷第一号 昭和三年二月）のみである。しかし、この安部論文は安部の記憶にもとづいて執筆され、史料的には不正確で誤りもあり、また社会民主党の結成日も禁止日も明示していない。ところが安部は、

説
社会民主党結成の主要メンバーであり、社会民主党宣言書の起草者であるため、社会民主党にかんする記述にさ
いしては、論者はしばしば安部論文を引用する。

論
さらに、社会民主党にかんする記述には、もう一人の社会民主党結成の主要メンバーである片山潛が発行して

いた『労働世界』の記事、および片山の『わが回想』を引用する。

したがつて、従来から社会民主党は、一九〇一（明治三四）年五月に結成即日禁止が通説となつて歴史に存在
する。しかも結成即日禁止にも二つの説があり、一つは、五月一八日結成即日禁止説で、おもに安部論文からこ
の説を導き出す。もう一つは、五月一〇日結成即日禁止説で、『労働世界』第八〇号（明治三四六月一日）の記事
からこの説を唱えて、現在、研究書・年表においては、五月一〇日結成即日禁止説が多数説となつてゐる。

だが、史料的に考察するならば、これらの二つの説はともに誤りである。すなわち、社会民主党の結成即日禁
止説は間違つてゐるのである。わが国最初の社会主義政党である社会民主党は、一九〇一（明治三四）年五月一八
日結成・届出、五月二〇日禁止が正しい説であり、社会民主党は結成即日禁止されたのではなく、まる二日間、
歴史のうえに存在していたといわねばならない。

五月一八日結成・届出、五月二〇日禁止説をとるのは、歴史学者ではなく、木下尚江研究家である。歴史学者
は、社会民主党といえば、安部と片山を連想し、木下の存在を軽視していくことからこのような間違つた通説が
生まれてきたのである。木下は社会民主党結成の重要なメンバーであり、社会民主党の結成にさいしては、片山
とともに幹事に選ばれ、社会民主党の事務所は木下の自宅に置かれていたということを考えるならば、木下は社
会民主党の研究にとつては無視できない存在であるといえるであろう。

したがつて、本稿は、従来あまり研究されていない社会民主党結成までの経過を考察し、あわせて木下を追跡することによって、社会民主党にかんする従来の通説の誤りを指摘することとする。まず社会民主党結成の要因を考察したのち、創立者六人のメンバーの交友関係をのべ、いままで明らかにされていない社会民主党結成のための準備会の日時および協議事項について検討を加える。さらに、五月一八日結成・届出、五月二〇日禁止説を文献史料的に実証し、禁止後の社会民主党の動きについても論究することによって、史的考察を中心とした社会民主党についての総括的な研究を意図しているのである。

二 社会民主党結成の要因

社会民主党結成の要因には、三つの大きな流れが存在する。一つは、労働組合期成会を中心とする労働組合運動であり、二つは、社会主義協会を中心とする社会主義の研究および実践であり、三つは、普通選挙期成同盟会のちの普通選挙同盟会を中心とする普選運動である。この三つの流れは、たがいに交差しながら、社会民主党結成の大きな要因をつくりあげていった。⁽¹⁾

わが国が日清戦争に勝利をおさめた結果、清國から三億六千万円の賃金が入り、台灣を獲得し、清國との他の新市場を開拓して、国家的自信を高めたところの支配階級は、国運発展を策し、軍備を拡張するとともに、経済政策特に輸出の奨励に力を注ぎ、わが国には産業革命が到来した。国民の間には実業熱が高まり、銀行・会社・工場が急激に設立され、「日本は忽然として実業の日本、資本制度の日本、帝国主義の日本」⁽²⁾と化はじめた。したがつて、農民は次第に都市に集中して工場の門をくぐり、労働者の数も急増することとなつた。しかし、一

八九七（明治三〇）年頃からその反動期に入り、経済界は不況となり、労働者は賃金低下と失業不安に襲われ、労働争議を中心とする社会問題が発生するにいたつた。

この社会問題の解決方法をめぐつて、さまざまなグループが生まれ、研究あるいは実践活動を展開する。

一八九七（明治三〇）年三月一日、アメリカ帰りのキリスト教社会事業家片山潛は、東京神田にキングスレー館を開き、その一ヵ月後の四月六日には、アメリカ労働総同盟（A·F·L）のオルグ高野房太郎らによって、職工義友会がつくられ、そして七月五日には、職工義友会の発展形態として労働組合期成会が結成された。高野と片山はその幹事に選ばれ、後になつて島田三郎（明治三一年二月）、村井知至（明治三一年八月）、安部磯雄（明治三二年九月）などは評議員に推され、また河上清、木下尚江、西川光次郎も会員となつた。期成会はみると入会者がふえ、八月には三〇〇名、一月には一、〇〇〇名をこした。ところで会員の大部分は鉄工であつたので、これららの鉄工をあつめて労働組合を組織しようとになり、一二月一日、砲兵工廠その他の鉄工一一八四名をもつて鉄工組合を結成し、同時に労働運動の機關紙として片山潛主筆の『労働世界』を発刊した。翌年（明治三一年）二月には、日本鉄道機関方の大ストライキがおこり、四月五日、日本鉄道矯正会が組織され、一八九七（明治三一）年一月三日には、島田三郎を会長として、活版工組合が結成され、なおその他にも種々の労働組合が出現した。しかし、このときすでに新しい労働運動のなかにも、主義や態度の争いがおこつていて、一八九九（明治三二）年七月九日の活版工懇和会の演説会で、桑田熊蔵、金井延は、社会政策主義の立場から労働組合の必要とそれにによる資本と労働の調和を説き、社会主義に反対したのに對して、片山はこれを批判しながら、社会主義論を展開した⁽³⁾。この論争は、一九〇一（明治三四）年五月の社会民主党禁止後に、形をかえて社会政策学会と安部磯雄との

論争となつてあらわれてくる。

これよりさき、一八九七（明治三〇）年四月三日、「学理ト実際ニヨリ社会問題ヲ研究」することを「目的」として集まつてきた約二〇〇名によつて、社会問題研究会が生まれた。中村太八郎、樽井藤吉、西村玄道を幹事として、評議員のなかには、石川安次郎（半山）、片山潛、佐治斐然、酒井雄三郎が名を連ねており、また幸徳秋水は石川の紹介により、木下尚江は中村の紹介により会員として入会していた。事業としては、一週一回役員会、月一回例会の研究会を行ない、この会のスローガンとしては、普通選挙、土地国有、教育国庫負担などが主なものである。この会は、当時の政界・思想界・宗教界の進歩的知識人を一応集大成した組織といえるであろう。⁽⁴⁾

社会問題研究会の会員は思想がまちまちであるばかりでなく、多数の会員は社会主義についてほとんど知識を有しなかつた。この会は、社会問題の研究会に終り、また中心人物の中村太八郎が郷里松本の選挙問題で木下とともに獄中の人となるにおよんで、一年有余にして自然消滅となつてしまつた。しかし、この社会問題研究会から、社会主義研究会のちに社会主義協会と、普通選挙期成同盟会が誕生したことは重要な意義をもつてゐる。

社会主義研究会は、社会問題研究会の会員のなかで比較的社会主義に関心をもつ人々と、ユニテリアン協会の『六合雑誌』に集うユニテリアニストとによつて、一八九八（明治三一）年一〇月一八日、東京市芝区三田四国町の惟一館で発足した。第一回の研究会は、村井知至が「社会主義綱要」を講演し、ついで高木正蔵が「社会主義に関する参考書」を紹介し、研究の方法を論じた。第二回は一月二〇日に開かれ「概則」を決定した。概則の第二条をみると「本会は社会主義の原理と之を日本に應用するの可否を考究するを目的とす」とある。第三条は役員について「本会に会長一名を置き会務を総理し、幹事一名を置き庶務を処理せしむ。但し任期は一ヵ年とす。」

説 第四条は会員について「社会主義に対する賛否を論ぜず本会の目的に賛するものは会員たるを得」以下一ヵ月一回研究講演、時々一般公開、会費二十銭、会場は惟一館などを決定した。会長村井知至、幹事豊崎善之助を選出し、この日は、河上清「英國の地主制度」、片山潛「歐州に於ける社会主義の大勢」についての研究発表が行なわれた。

当初の会員は、片山潛、佐治実然、幸徳秋水（以上は社会問題研究会の会員）、高木正義、河上清、豊崎善之助、岸本能武太、新原俊秀、神田佐一郎、村井知至、金子喜一などである⁽⁵⁾。このうち、村井・岸本・新原は安部磯雄とともに同志社時代以来「五友」といわれたほど親密なクラス・メートのうちの四人であった。幸徳は一八九八年（明治三一）年一一月一八・一九日、「万朝報」に「社会腐敗の原因と其救治」を発表直後、村井と片山から入会の勧誘があつて、彼は喜んでこれに応じ、第二回の会合から出席した。安部磯雄は、上京のとき社会主義研究会の創立を手伝つたが、当時、京都の同志社にいたので、まだ会員ではなかつた。後に安部のほか、平井金三、杉村広太郎などが入会した。ことに安部が入会し、『六合雑誌』の編集を担当してからは、『六合雑誌』は社会主義研究会の機関誌たるかの觀を呈した。

一九〇〇（明治三三）年一月二八日の第一回研究会において、今後、社会主義の各論の実際的研究をすることとして、「社会主義研究会」の名称を「社会主義協会」と改めることを決定し、会長に安部、幹事に河上を選出し、翌月から会場を片山のキングスレー館に移すことになった⁽⁶⁾。『毎日新聞』の記者木下尚江は、まえから幸徳に社会主義研究会へ入会するよう勧められたが、「研究会」は嫌いだと拒絕していた⁽⁷⁾。しかし、研究会が実践活動に手をつけることになり、社会主義協会と改称後の三月一四日入会しており、『東京独立雑誌』の記者西川光

次郎も片山の勧めで五月二七日入会した。

ところで、社会問題研究会より派生したものにもう一つ、普通選挙期成同盟会による普選運動がある。社会問題研究会の中心人物である中村太八郎は、一八九七（明治三〇）年七月末、郷里松本に帰り、『信濃日報』主筆木下尚江とはかつて普通選挙期成同盟会を創立した。木下の筆になる「普通選挙ヲ請願スルノ趣意」が印刷配布され、八月三日には「普通選挙に関する政談演説会」を開き、はじめて普選を大衆に訴えた。しかし、八月一〇日、中村と木下は恐喝取材の容疑で検挙され獄中の人となるにおよんで中断のうきめをみた。

他方、中村・木下が松本で普選運動を展開はじめたとき、東京においても社会問題研究会で、普選を正式に研究課題として取り上げ、八月一五日の例会では「普通選挙実行の可否」と題して、稻垣三示、中村太八郎が報告することとなっていた。しかし、中村は八月一〇日に検挙されたが、研究会は予定通り開かれ「普選問題に就きて討議の末委員を設けて調査するに決す」と『毎日新聞』（明治三〇年八月一八日）は報じている。このように東京においても普選運動のさざしがみえてきたが、社会問題研究会の自然消滅とともに中断されてしまったのである。⁽⁸⁾ 一八九八（明治三一）年一二月七日、東京鍛冶橋の監獄の門を出た木下は、友人石川安次郎のあつせんで、島田三郎が社長である『毎日新聞』に入社した。翌年五月末、二年ぶりに出獄した中村太八郎もそのまま東京にとどまり、木下と普選運動を再興することとなり、一八九九（明治三二）年一〇月二日、東京で「普通選挙期成同盟会」が結成された。こえて一九〇〇（明治三三）年一月一一日、同盟会は「普通選挙期成同盟趣意書」を公表し、近日中に請願書を議会に提出することを明らかにし、この日役員が改選され、幹事に石川安次郎、小野瀬不二人、中村太八郎が、評議員に幸徳、木下などが選ばれた。⁽⁹⁾

こえて、一月二八日の社会主義研究会の第一回例会に、普通選挙期成同盟の北川篠固と小野瀬不二人が、幸徳の紹介で研究会に入会し、その席上、北川が「普通選挙」について講演し、安部・村井・小野瀬らが意見を述べたが、この研究会で、社会主義研究会は名称を社会主義協会と改めた。⁽¹⁰⁾ ここにおいて、労働組合期成会と社会主義協会と普通選挙期成同盟会が交流しはじめたのである。

しかしこの段階では、普通選挙期成同盟会の普選運動はまだ労働者へのよびかけはおこなわれていなかつた。木下は当時を回顧して、「そこには河野広中、稻垣示など旧自由党の人々が中心をなしてゐた。僕はその会に行つてみて、これではいかんと思つた。そこには旧い思想が、こびりついてゐる。それらの人々は立派な人々であつたけれども、眞の普選運動としては肌が合はぬとおもつた。……砲兵工廠の労働者や日本鉄道の大宮工場の職工の中に有為の人物が輩出してゐて、それらの人々が僕等を推進させてゐたのだ。そこで、労働者が中心になつてこそ、眞の普選は意義もあり、実も結ぶと確信させられた。⁽¹¹⁾」とのべてゐる。普通選挙期成同盟会の運動が、木下の望む方向へ進展するのは意外に早くおとずれるのである。

労働運動・社会主義運動・普選運動を強固に結びつける契機を与えたのは、第一四議会を通過し、一九〇〇(明治三三)年三月一〇日公布された、労働運動を含むいづれの民衆運動の弾圧法規である治安警察法の制定であった。

治安警察法第一七条は、つぎの条項であった。

左ノ各事ノ目的ヲ以テ他ニ対シテ暴行シ若クハ公然誹謗シ又ハ第一号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若クハ煽動スル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ対シテ暴行シ脅

社会民主党の結成と禁止（太田）

追シ若クハ公然誹謗スル者亦同シ

- 一、労働ノ条件又ハ報酬ニ関シ協同ノ行動ヲ為スヘキ団体ニ加入セシメ或ハ其加入ヲ妨クルコト
- 二、同盟解雇若クハ同盟罷業ヲ遂行スルカタメ労務者ヲ解雇セシメ若クハ労務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ労務者ヲシテ労務ヲ停廩セシメ若クハ労務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト
- 三、労務ノ条件又ハ報酬ニ関シ相手方ノ承諾ヲ強ヒルコト

これでは労働組合運動は成立しないであろう。要するに組合が組合員に指令してストをさせたりすることはできなくなり、ストライキは事実上違法とされたのである。幼弱な労働組合運動は一大打撃をうけこととなつた。この治安警察法に対し、片山は、「治安警察法と労働者」と題して、『労働世界』第五六号（明治三三年三月一日）でつぎのようにはげしく反対した。

「同盟罷工は労働者が憲法の下に自由契約の最終談判をなす手段なり、労働者の権利を決行するものなり。これがために遊説し運動するも、資本雇主の生命を毀害せず、財産を破壊せざる以上、警察権を以て左右すべきにあらず。言論の自由を許すべきなり。運動に障礙すべからざるなり。資本家と労働者の衝突、地主と小作人の関係は經濟問題なり。かかる法律は我が労働者小作人に不平の種子を蒔くものなり。然り無政府党と虚無党を我社会に蒔くものなり。⁽¹²⁾」

また幸徳も同じく治安警察法に対し、「治安警察法案」と題し『万朝報』（明治三三年二月一七・一八日）紙上で反対を唱える。

「是れ實に資本家及び地主を保護して、労働者及び小作人を圧迫するもの也。夫れ暴行、誹謗、脅迫、誘惑、

煽動の事たる、元より罪惡たるに相違ないと雖も、其労働運動に關する場合に於ては、大いに覽取する所なるべからず。夫れ労働者の組合組織の如きは、工業發達の國に於ては、其労働者の権利を伸べ、地位を上進するが為めに、決して欠くべからざることは、現時万國の共に認むる所にして、政府及び社會先覺を以て居るのは、仮令強制を以てするも、之を組織し加入するを奨励せざるべからざるに非ずや。然して同盟罷工の如きは古今東西の實際に徴するも決して單に他の誘惑、煽動の為めに起るに非ずして、必ずや資本主義の酷虐横暴忍ぶべからざるに由らざるはなし。而して彼等の資本主と争ふや、學識なく、黃金なく、筆なく、舌なく、選挙権なく、誠に赤手空拳にして其希望を達せんとす。其暴行脅迫等の非行に陥る、勢ひ誠に己むべからず。其志哀むべき也。⁽¹³⁾

片山と幸徳の文章を比較するならば、片山は労働運動の指導者だけあって「同盟罷行は……労働者の権利を決行する者」といつてゐるが、幸徳はジャーナリストであり労働運動の経験がないため「罪惡たるに相違ないといえども」との表現で第三者的である。この時点では、片山と幸徳との間にこれだけの差異があった。

ともかく治安警察法の施行は、目芽えはじめた労働運動に深刻な影響を与えたにはいなかつた。一九〇〇（明治三三）年三月一五日の『労働世界』第五七号の社説は「労働運動の前途」を掲げて、今後の運動の方向を、「今や治安警察法制定と共に、既に開始した労働運動も其方針を一転して政事運動として決行せざる可からざる氣運に至れり、従つて労働者政党を組織するの必要は現出したり、實に時勢の然らしむることとは云へ頗る不馴なる労働運動も組合組織に止まらず一挙して政事運動に於て其目的を達せざるを得ざるに至りたるは實に我国労働者の為めに察しやられることである⁽¹⁴⁾」とのべてゐる。官権が権力で労働組合運動を弾圧するならば、労働者も否応

なしに政治運動に介入して対抗しなければならない。したがつてそのためには、労働者政党を組織する必要があるが、まずこの政治運動の第一着手としてとりあげられたのが普選運動であった。かくして、片山や高野ら労働組合期成会のリーダーたちは、普通選挙期成同盟に加入し、労働者の選挙権獲得のため働くことになった。『労働世界』も「普通選挙」や「普通選挙の天地」の欄を設け、積極的に普選運動に乗り出し、そして労働組合期成会傘下の「各労働組合の重なる者の入会を見る」⁽¹⁵⁾にいたつたのである。

一方、社会主義協会は、一九〇〇（明治三三）年一月二八日の第一回研究会で普選運動の現況について、普通選挙期成同盟会の北川篤固が報告したのが契機となって、村井知至、安部磯雄、豊崎善之介、杉村広太郎、河上清、平井金蔵、佐治実然ら主要メンバーが、普通選挙期成同盟会に加入し、また普通選挙期成同盟会から、中村太八郎、木下尚江らの主要メンバーが社会主義協会に参加した⁽¹⁶⁾。そして、治安警察法が公布された一九〇〇（明治三三）年三月一〇日のその日に、社会主義協会、労働組合期成会の主要メンバーの加入のもとに、普通選挙期成同盟会の集会がもたれ、福本日南の演説のあと、会況報告、幹事、評議員の補欠選挙が行なわれ、幸徳と高野の二人が新たに幹事となつた⁽¹⁷⁾。ここに、労働組合期成会と社会主義協会と普通選挙期成同盟会の提携が出来上つた。普通選挙期成同盟会は、本来の自由主義インテリ・グループ的性格に、新しい労働者の社会主義的色彩を付与することとなつたのである。六月一九日の例会では、安部磯雄が「社会問題上普通選挙の必要」を主張した演説のあと、役員改選をおこない、労働組合期成会や社会主義協会から、幸徳・高野が幹事、安部・村井・木下・片山・佐治が評議員に選ばれることとなつた⁽¹⁸⁾。陣容がととのつたはずの普通選挙期成同盟会は、その年の後半は活動休止状態におちいったが、第一五議会開会を前に活動が再開され、一月に入ると、会名を「普通選挙同盟会」

と改め、役員も改選され、小野灘不二人、中村太八郎、片山潛らが幹事として登場した。そして片山は選挙法修正案の調査委員長となり、衆議院議員選挙法修正案を議会に提出するとともに、多数の普通選挙請願書を提出することをきめ、活発な運動を展開しつつ一九〇一（明治三十四）年を迎えた。

一方、社会主義協会は木下や西川光次郎のようないいメンバーが入ってきたが、一九〇〇（明治三十三）年五月二七日第一五回の研究会以来、ほとんど活動が休止状態になつていた。会員の一人であった幸徳が、「其事業の單調なるが爲め、会員多く倦怠の色を生じ、萎靡として振はざるに至れり」⁽²¹⁾ というように沈滯ぎみであった。わずかに、労働運動の活動は社会主義の外にないと考えた片山が『労働世界』を足場に奮斗していた。しかし、一九〇一（明治三十四）年に入ると社会主義協会も活発な動きを示しだした。

一九〇一（明治三十四）年は、わが国の社会主義運動史上記念すべき年となつた。

社会主義協会は活動を再開し、一月二七日第一六回の研究会で、安部がルボンの近著「社会主義の心理学」の概要をのべたのち、社会主義演説会を開催することを協議し、会員の賛成をえた。演説会は、まだ社会主義が公然と社会に唱えられたことがないから、世人はこれをあまり知らないし、多くの人は誤解しているから、社会主義協会の精神を充分披瀝して世人に訴えようという趣旨で行なわれることとなつた。三月一日の夜、神田青年会館で、満員の聴衆を集めて、わが国最初の「社会主義學術大演説会」は開催された。演題と弁士は、社会主義の本領・河上清、社会主義と現社会制度・安部磯雄、社会主義の実行・木下尚江、社会主義と都市問題・杉山重義、社会主義の大勢・片山潛であった。⁽²²⁾

社会主義協会が初陣として社会の戦場に打つて出るや、秋山定輔が經營する『二六新報』が労働者大懇親会を

社会民主党の結成と禁止（太田）

開催した。これは普通選挙同盟会の専任幹事小野瀬不二人が『二六新報』に関係していたので計画したもので、同じ同盟会の幹事である間柄の片山に援助を求めてきた。片山は、この懇親会を一つの機会として労働運動を発展させようと考え、『労働世界』を通じ全面的に援助をし、四月三日、向島公園に数万の労働者を集めて、わが国最初の労働者大懇親会は開かれたのである。片山はこの懇親会で、労働立法の促進と普通選挙についての請願をすること、毎年四月三日に懇親会を開くことなどを提案して、万場の賛成をえた。⁽²³⁾

『二六新報』の労働者懇親会は全国的な反響を呼びおこし、各地の新聞社や労働団体の主催で同じような懇親会が催され、大衆啓蒙活動は次第に強化されつつあった。

懇親会の成功で気をよくしているときもとき、日鉄矯正会の情報が片山にもたらされたのである。会社と運命を共にするとまでその規約で掲げ、穩健な労働組合主義を旗幟にして出発した日鉄矯正会、そして労働組合期成会の呼びかけにも応じなかつた日鉄矯正会に一大変化が生じた。すなわち会社の圧迫が激しくなるにつれ急進派が拾頭し、四月一七日から一九日まで上野山城屋で開かれた第二回大会で、一、本会は社会主義を標準として諸労働問題を解決する事、一、全会員挙つて普通選挙同盟会へ入会する件などが提案され、決議されたのである。

この報道とあわせて、日鉄矯正会の安原彦太郎から社会主義の政党が組織されるならば、矯正会は全員入党する意気込みであるとの情報がもたらされた⁽²⁴⁾。日鉄矯正会は一千余名の組合員を有しており、すでに六・七万円の罷工資金を有するという有力な労働組合である。

ここに普通選挙とあわせて社会主義運動が具体的な日程にのぼつてきた。政治権力の獲得なしには労働者の解放はありえない、労働者の政党、社会主義政党の結成は、政治的・社会主義的労働運動の到達点としてあらわれ

た。労働組合期成会を中心とする労働組合運動、社会主義協会を中心とする社会主義の研究・実践、普通選挙同盟会を中心とする普選運動の三つの流れが、治安警察法の制定を契機としてここに合流し、社会主義政党の結成が急がれることとなつた。

片山は、好機到来とばかり、社会主義協会の会員で、アクティブな活動家、安部・木下・幸徳・河上・西川の五名に社会主義政党結成の準備会をもつよう呼びかけた。他の社会主義協会の会員は、多くの人が、教員・官吏という関係から、実際運動に参加することが難かしい事情を察して、強いて参加を求めなかつたのである。⁽²⁵⁾ かくして、わが国最初の社会主義政党結成の準備会は、この六人のメンバーで、一九〇一（明治三十四）年四月一日にもたれることとなつた。

（1） 従来の研究は、社会民主党政結成の要因として、労働組合期成会を中心とする労働組合運動と、社会主義協会を中心とする社会主義の研究および実践という二つの面を強調するものがあるが、もう一つの流れとして、普通選挙期成同盟会のもの普通選挙同盟会を中心とする普選運動が看過されてきた。社会民主党政はこの三つの流れが合流するところに結成されたという観点から考察しようといふもので、松尾尊允『大正デモクラシーの研究』から示唆をうけた。

（2） 堀利彦「黎明期総説」『社会科学』第四卷第一号。

（3） この論争は、『労働世界』第四六号（明治三十二年一〇月十五日）に、桑田熊蔵氏の社会主義、片山潜氏の社会主義として紹介してある。

（4） 山路愛山「現時の社会問題及び社会主義者」『明治文化全集』第二卷参照。

（5） 『六合雑誌』第二十六号 明治三一年一月一五日。

（6） 『六合雑誌』第二三〇号 明治三三年一月一五日。隅谷三喜男『片山潛』および『大日本帝国の試験』（日本の歴史22）では、片山潛が社会主義協会の新幹事になつたところが誤りであつて、幹事は河上清である。

（7） 木下尚江『神人間自由』一七ページ。

（8） 松尾尊允『大正デモクラシーの研究』一一ページ。

社会民主党の結成と禁止（太田）

- (9) 松尾尊允 前掲書 二八ページ。
- (10) 「六合雑誌」第三三〇号 明治三三年一月一五日。
- (11) 平野義太郎「木下尚江氏の語れる中村氏・私の追憶」『中村太八郎伝』所収。
- (12) 「労働世界」第五六号 明治三三年三月一日。
- (13) 「万朝報」明治三三年二月一七・一八日号。
- (14) 「労働世界」第五七号 明治三三年三月一五日。
- (15) 片山潛『日本の労働運動』二一五ページ。
- (16) 「労働世界」第五八号 明治三三年四月一日。
- (17) 「六合雑誌」第二三二号 明治三三年四月一五日。
- (18) 「毎日新聞」明治三三年六月二〇日等。
- (19) 「毎日新聞」明治三三年六月二〇日等。
- (20) 「一六新報」明治三三年一二月一〇日等。
- (21) 石川旭山編・幸徳秋水補「日本社会主義史」「明治文化全集」第一卷 三六四ページ。
- (22) 「六合雑誌」第二三四号 明治三四年三月一五日。『労働世界』第七四号 明治三四年三月一五日。
- (23) 片山潛『わが回想 下』一三ページ。
- (24) 片山潛 前掲書一二・一三ページ。『労働世界』第七七号 明治三四年五月一日。
- (25) 石川旭山編・幸徳秋水補 前掲書 三六四ページ。

三 社会民主党結成のメンバー

社会民主党結成の準備会に参加したものは、安部義雄（三七歳）、片山潛（四一歳）、幸徳秋水（三〇歳）、木下尚江（三三歳）、河上清（二八歳）、西川光次郎（二五歳）の六人であった。社会民主党創立者六人のうち、幸徳を除いてすべてがキリスト教徒であつたことに注意しなければならない。したがつて、社会民主党宣言書の理想綱領第一条

にかかげられた人類同胞主義もキリスト教的色彩のあらわれである。

社会民主党の党首格の安部は、一八六五(慶應元)年福岡に生まれ、同志社を卒業後、アメリカのハートフォード神学校に留学し、さらにベルリン大学で学んで、一八九五(明治二八)年二月に帰国した。留学の目的は、聖書の歴史的価値と社会問題の研究とであった。アメリカ留学中、ニューヨークの社会事業を視察したとき、社会事業によつて社会の貧乏を根絶することは永久に不可能であることをさとり、彼の思想は徐々に社会主義に近づいて行つたが、ちょうどそのときベラミーの小説「ルッキング・バックワード」を読んで、「あたかも盲目の日が開いて天日を仰いだ」かの感があり社会主義を信奉するようになった。⁽¹⁾ 安部は帰国の翌年(明治二九年)四月、『六合雑誌』第一八四号に「社会主義に対する難問」を発表した。

安部が再び同志社の教壇に立つたのは、一八九七(明治三〇)年一月であつた。この年は、わが国最初の社会主義政党である社会民主党が誕生する原点でもあつた。

まず、この年の三月一日、社会民主党創立者の一人であるアメリカ帰りのキリスト教社会事業家片山潛は、宣教師グリーンの世話で東京神田三崎町にキングスレー館を開いた。片山は、一八五九(安政六)年津山に生まれ、一八八四(明治一七)年アメリカに渡り、家庭労働に従事しながら、ポップキンス・アカデミー、メリビル大学、グリンネル大学などで学び、さらに転じてエール大学で社会学および神学を研究した。この間イリー教授の『社会主義と社会改良』を読み社会問題に関心をもち、さらにラサールの伝記を読んで社会主義に目覚めた。⁽²⁾ そして在米中イギリスに渡り、徒步旅行をして社会事業を観察した。一八九四(明治二八)年、「歐米における都市問題」を卒業論文としてエール大学を卒業して、翌年(明治二九年)一月、一三年ぶりに帰国した。同年四月~九月にか

社会民主党の結成と禁止（太田）

けて『六合雑誌』に「米国における社会学の進歩」などを寄稿、同誌の編集委員の一人となり、安部との関係が生じる。この年一月、「鐵道新論」の著書をあらわし、九月、東京専門学校の教師となつたが、それをやめて「キリスト教社会事業の本営」たらしめようとキングスレー館を開設したのである。

一八九七（明治三〇）年四月三日には、中村太八郎、樽井藤吉、西村玄道を幹事として社会問題研究会が生まれた。片山は評議員として参加しているが、社会民主党の創立者の幸徳秋水と木下尚江が会員として名前をつらねることとなる。

幸徳秋水は、当時『中央新聞』の記者であつたが同じ新聞の記者で友人の石川安次郎が社会問題研究会の評議員であつた関係から入会することとなつた。「兆民門」下の麟麟兒といわれた幸徳は、はじめて思想団体に名をのせるのである。幸徳は、一八七一（明治四）年高知に生まれ、一八八七（明治一〇）年八月、一六才で家出をして上京し、林有造の書生となつて英学館に通学していくが、一二月、保安条例により東京を追放され、翌年（明治二一年）一月大阪にいた中江兆民の家僕となる。このとき、石川とは兆民の家で会つて面識がある間柄であった。その後、幸徳は兆民とともに大阪を発して上京し、幸徳は国民英学会に通学する。一八九三（明治二十六）年四月、兆民より秋水の号を受け、九月より『自由新聞』に入社、小説を書き、翌年（明治二七年）五月に『中央新聞』に入社していた。社会問題研究会に加入する頃、シャフレの『社会主義神髓』を読み、社会主義に関心を示し、「今日はもはや自由民権の時代でなく、新旗幟をたつべく社会主義の研究をやる」といだしたのである。⁽³⁾しかし、「幸徳氏は当時の会員としては別段目立ちたる人物に非ず。何人も氏が十年後に於て社会主義者として最も世に注意せらるる人物となるべしとは予想するもの無かりき」と山路愛山が記すような形でこの会に出席していたのであつた。

説
社会民主党創立者六人のうち、五人までキリスト教徒であつたが、ただ一人幸徳だけは、フランスの自由主義の影響をうけた中江兆民の門下で自由党系の人物であつた。社会民主党結成のキリスト教主義者のなかに、自由主義系統の幸徳が一枚加わつたという感である。

この社会問題研究会で、片山と幸徳は面識をもつようになるが、木下は、中村の紹介で加入したといふものの、当時松本にいたので、まだ知り合う状態ではなかつた。

一八九七（明治三〇）年四月六日、高野房太郎、城常太郎、沢田半之助らによつて職工義友会がつくられ、「職工諸君に寄す」という宣伝文を配布した。六月二五日には神田青年会館で労働問題演説会を開き最初の街頭進出を試みたが、片山は職工義友会に参加し演説会の演壇にたつた。この職工義友会の発展形態として七月五日、労働組合期成会が結成され高野と片山は幹事に選出された。わが国の労働組合運動の幕がここにきつておとされたのである。この労働組合期成会には、後述するように社会民主党の創立者すべてがいろんな形で関係をもつことになる。一八九七（明治三〇）年七月末には、社会問題研究会の中心人物中村太八郎と『信濃日報』の主筆木下尚江によつて、わが国最初の普選運動の団体として「普通選挙期成同盟会」が、信州松本で誕生した。しかし、八月一日中村と木下は恐喝取材の容疑で検挙され獄中の人となつた。木下は、一八六九（明治二）年松本に生まれ、一八八六（明治一九）年松本中学を卒業し、上京してイギリス法律学校に入学したが後、東京専門学校に転じた。松本中学時代、飯田事件などを知り、またクロムウエルを学んだことから、イギリス革命にあこがれ、クロムウエルは、木下に大きな精神革命を与えた。イギリス国王をさばいた法律を学ぶ決心をした。中学時代「クロムウエルの木下」という異名をとるほど有名な存在であつた。東京専門学校時代は高田早苗やスペンサーの進化思想、

社会民主党の結成と禁止（太田）

徳富蘇峰の著書などから影響をうけたという。一八八八（明治二二）年七月、東京専門学校を優等で卒業し、一〇月帰郷して『信陽日報』の記者となつたが、一八九〇（明治二三）年、分県運動の内幕を暴露したため、迫害され失意におち入り、このため『信陽日報』は廃刊となる。この頃からキリスト教への関心が深まが、木下は文章とともに弁舌に長じ、しばしば松本地方を遊説し青年男女の人気をあつめていた。廢娼運動、禁酒会運動にたずさわりながら弁護士試験に合格、一八九三（明治二六）年五月、松本で弁護士を開業、このころ『信府日報』の主筆に迎えられたがやがて筆禍事件をひきおこす。一月、松本美以教会で受洗し、翌年（明治二七年）九月、石川安次郎が『信濃日報』の主筆として招かれ松本にきたことによつて、石川、中村太八郎、木下との交友関係が生まれる。石川は幸徳との知人であり、このときから幸徳は「中江兆民門下の麟兒」だと聞かされていた。⁽⁵⁾ 一八九六（明治二九）年九月、石川が東京の『中央新聞』に去つた後をうけ、木下は『信濃日報』の主筆となり、中村らと松本で社会問題研究を主とする平等会を設立し集会を行ない、社会問題に強い関心を示し、翌年（明治三十一年）四月、中村の紹介で東京で設立された社会問題研究会に入会していたのである。木下は、間もなく獄中の人となるので、社会民主党創立のメンバーとの交際は出獄後となる。木下は、社会主義運動をつづけた間、みずからキリスト教的共産主義者をもつて任じ「聖書を繙けば一切の疑問は基督の人格中に溶解せられ其の言動行動の中に悉く説明せられるを見」という立場にいたつていた。

一八九七（明治三〇）年一一月二三日、社会民主党創立者の一人である河上清は、『労働保護論』という著書を出版した。河上は、一八七三（明治六）年米沢に生まれ、米沢中学を中退し文章を志して上京。法学院、国民英学会、青山学院、慶應義塾に少しづつ学んだクリスチヤンで、翠陵といふペン・ネームをもち、田島錦治の『日本現



社会民主党結成のメンバー
 前列左から 河上 清・木下尚江・幸徳秋水
 後列左から 安部磯雄・片山潜・西川光次郎

時之社会問題 附近世社会主義論』(明治三〇年一月刊)の著述をたすけたのがきっかけで、ドイツの講壇社会主義的傾向をもつていた。⁽⁸⁾しかし、マルクスの学説に感激し、日本のカール・マルクスになろうと決意して、自分のクリスチャンネームをカールとつけ、K・K・カワカミと署名していたといふ。河上はすでに『六合雑誌』第二〇三号(明治三〇年二月一五日)には「労働者の休日を論ず」を発表しているが、新進の社会思想家として活躍するるのは、社会主義研究会に属してからである。

一八九七(明治三〇)年一二月一日には、労働期成会に集つた鉄工をもつて鉄工組合が結成され、労働運動の機関紙として、片山潜主筆の『労働世界』が労働新聞社より発行された。京都の同志社にいた安部磯雄は、その創刊号に「労働世界の発刊を祝す」という祝辞を寄せ、その後、『労働世界』の寄稿者の常連となるのである。なお、この年に

片山は『英國今日之社會』（明治三〇年三月）、『労働者之良友廻撤伝』（明治三〇年一一月）を著わしている。

以上、のべてきたように、一九七八（明治三〇）年は、のちの社会民主党創立に参加した六人のメンバーのうち五人までが、なんらかの形で歴史のうえに存在し、社会民主党結成の原点ともいいうべき年であった。ただ、残る一人の創立者である西川光次郎は、まだ東京専門学校の学生であったので、まだ表面にはあらわれてこず、社会主義伝道のため一身を犠牲にしようとの決心で、半解な英語で社会主義の英書を耽読している時期であった。⁽¹⁰⁾

つぎに、翌年（明治三一年）から社会民主党結成（明治三四年五月）までの間、社会民主党創立者の六人のメンバーがどのような関係をもち、いかなる活動をしてきたかを年を追って考察していく。

一八九八年（明治三二）年一月、幸徳は、『中央新聞』が伊藤内閣の機関紙になるのをきらつて、中江兆民の紹介で『万朝報』へ入社した。一八九七（明治三〇）年、幸徳が、社会問題研究会へ入会を伝えられた直後、「すなわち「新旗幟をたつべく社会主義の研究をやる」といった直後の五月一七日「国民の麻痺」、九月一六日「ワルブルール政策」などは、鋭い政治攻撃がなされ、彼の政治意識は鮮明になっており、伊藤内閣の機関紙に留まることは主義上出来ぬと考えたのである。『万朝報』は、中江や幸徳と同郷の土佐出身である黒岩涙香が社長をしており、この自由の天地で、幸徳の社会主義思想は展開されることとなつた。

同年の四月二七日、片山・高野は、『毎日新聞』の記者横山源之助、石川安次郎と貧民研究会を組織し、この貧民研究会の活動は『労働世界』に報じられている。石川も、『中央新聞』を辞め『毎日新聞』に入社していたのである。六月一〇日『万朝報』にて秋水との交友関係ができていた内村鑑三は『東京独立雑誌』を発行するため朝報社を辞めた。安部は、相變らず『労働世界』へ寄稿を続けていたが、『労働世界』第一七号（明治三一年

八月一日)には「社会主義は空想にあらず」を掲載する。

一〇月十七日、社会主義研究会が新たに組織され、片山・河上がこれに参加する。幸徳は第二回目の研究会(一月二〇日)より、片山と村井知至の勧めにより入会し、後に入会した安部をふくめ、キリスト教社会主義者との交流が始まり、幸徳の社会主義に対する知識は一段と高まっていくのである。⁽¹²⁾ この社会主義研究会において、社会民主党創立者の六人のうち、安部・片山・幸徳・河上の関係が生じることとなるが、この四人の研究会での研究報告を列挙しておこう。第四回(明治三一年二月一九日)、河上清「フーリエの社会主義」、第五回(明治三一年三月一九日)、片山潛「フェルナンド・ラサールの社会主義」、第七回(明治三二年五月二八日)、安部穂雄「ヘンリー・ジョージの社会主義」、第八回(明治三二年六月二十五日)、幸徳秋水「現今の政治社会と社会主義」、第九回(明治三二年一〇月二二日)、安部穂雄「社会主義の実際的研究方法」、河上清「市街鉄道問題」、第十回(明治三二年一月二六日)、安部穂雄「ニュー・ジolandの土地制度」、片山潛「北海道における土地制度の弊害」などであった。また安部が『六合雑誌』の編集を担当してからは、片山・河上・幸徳などの論文が多くのるようになり、社会主義研究会の機関誌的役割を果した。片山と河上が社会主義研究会で知り合つて間もなく、『労働世界』第二四・二五号(明治三二年一月一五日・一二月一日)には、河上の「賃銀と生産との関係(雇主に忠告す)」が掲載され、つづいて第三一・三三号(明治三二年三月一五日・四月一日)には「『ジラスト』について」、「國家の隆盛と労働者」が寄せられ、河上は労働組合期成会の会員として活躍することとなる。

一年四ヵ月の長い幽囚生活を終えた木下は、松本時代の友人石川安次郎の紹介で、一八九九(明治三二)年二月『毎日新聞』に入社した。『毎日新聞』は、改進党の創立に参加し、代議士として議政壇上にその人ありと知られ

社会民主党の結成と禁止（太田）

た政治家で、キリスト教徒の島田三郎が社長をしており、島田のモットー「第一、青年問題、第二、婦人問題、第三、労働問題」に共鳴して木下は入社することとなつた。⁽¹²⁾ 社内には友人の石川や貧民問題の横山源之助がおり、木下は横山から片山潛、高野房太郎を紹介された。また入社数日後、石川から彼の下宿で幸徳秋水を紹介され、社会民主党の創立者の一人木下は、ここに片山と幸徳との交友関係が生じたのである。木下は、同年（明治三二年）の三月一七日～一九日「世界平和に対する日本国民の責任」という長文の論説を署名入りで『毎日新聞』に書き、木下の『毎日新聞』記者としての文筆活動は、平和主義の提唱をもつてはじまつた。

一八九九（明治三二）年五月には、同志社を辞めた安部が、東京専門学校講師として上京すると、社会主義研究会、労働組合期成会との関係が一層強まってきた。九月には、安部は労働組合期成会の評議員に選ばれ、労働問題演説会、大学普及講演などにたびたび出かけるのである。

これより先、三月五日、河上は労働組合期成会青年団の名誉団員に推薦され、五月一三日には、青年団職工講習会の会長に就任し、職工の社会教育に努力を傾け、また木下も五月一三日には青年団の名誉団員に推薦され、⁽¹³⁾ 労働運動を為す者の覚悟」を掲載することによって、西川は、はじめて社会主義運動史上にあらわれることとなつた。西川は、一八七六（明治九）年淡路に生まれ、大和郡山の中学校を卒業し、札幌農学校に入学したが中学時代に洗礼を受けたクリスチヤンであった。西川は、北海道の開拓者もしくは南米移民の卒先者たるんとして農学校に入学したが、在学中に社会主義に関心を示し、民友社の『現時之社会主義』（明治二六年刊）、ウイリアムグラ

ハム著・森山信規訳『新旧社会主義』(明治一七年刊)を読んで、はじめて社会主義の洗礼をうけ、もはや農学校には用なしと二年間で辞めて東京に飛び、一八九六(明治二五)年東京専門学校政治学科に入学した。東京専門学校の三年間は、「余は学科には熱心せずして、其全力を社会主義の研究に注⁽¹⁴⁾」社会主義伝道のために一身を供せんとして、一八九九(明治三二)年七月卒業したのである。西川は卒業すると、『毎日新聞』に入社し、「労働彙報」担当の記者となっていた。したがって、西川は『毎日新聞』で木下とは、識り合ったこととなる。「労働運動を為す者の覺悟」は、彼が今後運動を進めていくための覚悟をのべたのであらう。続いて第五〇号(明治三二年一二月一日)には、「今日の所謂改革者」を書き、労働組合期成会との関係、とくに片山との交際が密接になるのである。

同年(明治三二年)一〇月一日には東京で普通選挙期成同盟会が結成され、木下・幸徳はこれに参加し、翌年(明治三三年)一月一一日の同盟会の集会で、木下・幸徳は評議員に選ばれることになった。

一九〇〇(明治三三)年は、三月一〇日に治安警察法が公布された年であるが、社会民主党創立者六人のメンバーは、さらにお互いに密接な関係をもつようになる。

一月二一日、大宮の労働俱楽部事務所で開かれた廃娼演説会で、木下は、島田三郎とともに出かけるが、そこで安部磯雄を知ることになる。⁽¹⁵⁾この廃娼演説会は、全国的な廃娼運動を盛り上げるきっかけとなつた。

一月二八日の第一回社会主義研究会は、普通選挙期成同盟会の北川釜固と小野瀬不二人が幸徳の紹介で会員として入会し、北川が「普通選挙」について報告し、これが機縁となって、お互いに交流が行なわれたことは、すでに述べたとおりである。この報告が終つたあと、会員一同の賛成によつて、「社会主義研究会」は、「社会主義協会」と改め、実践活動に手をつけることとして、会長に安部、幹事に河上を選出し、会場を片山のキングスレー

一館に移すこととなつた。

なお、この一月に西川は『毎日新聞』を辞め、内村鑑三の『東京独立雑誌』に入社し、一月一六日、大宮政談演説会に片山・河上とともに立ち街頭進出の第一歩をふみだした。

政府が治安警察法案を提出するや、幸徳は「治安警察法案」と題し『万朝報』(明治三年二月一七・一八日)で批判を行ない、片山も「治安警察法と労働者」を『労働世界』第五六号で反対を行なつた。同じ『労働世界』第五六号に「治安警察法は圧制なり」という幸徳の文章が掲載されているが、幸徳が労働組合期成会に關係したのは、これがはじめてであり、治安警察法を契機として片山と幸徳の提携がなされ、つづいて幸徳は、「非社会主義者に誘ゆ」と題し『労働世界』第六一・六二号(明治三年五月一五日・六月一日)にも寄稿することとなつた。

ただ労働組合期成会は、成立以来、数多くの労働演説会を開いたが、のちの社会民主党創立者の六人のうち、片山、安部、木下、河上、西川の五人までが演壇に立つてゐるのに、幸徳だけは参加していない。⁽¹⁸⁾これは、幸徳が身体は小さいし、声は低いし、演説は出来ないものと自ら諦め、自分は文筆のみで生きると考えていたからである。幸徳がはじめて大衆の前で演説を試みたのは、社会民主党禁止後の一九〇一(明治三四)年八月三一日の大宮工場前においてである。

治安警察法が公布された一九〇〇(明治三三)年三月一〇日、普通選挙期成同盟は、労働組合期成会、社会主義協会の主要メンバーの加入のもとに集会を開き、役員にのちの社会民主党創立者のなかから、幸徳を幹事に、安部・片山・木下を評議員に選んだ。

木下は、廢娼運動、足尾鉱毒問題に正面からとりくみ、『毎日新聞』紙上で筆誅を加えていたが、三月一四日の

研究会からはじめて社会主義協会へ入会した。從来から幸徳に入会するよう勧められていたが、研究会はイヤだと加入しなかつたが、社会主義協会と名を改め、実践活動に着手することで入会をしたのである。また西川論も、片山のすすめで、五月二七日の研究会から、社会主義協会に入会し、ここに、社会民主党創立者六人はすべて社会主義協会の会員となつた。なお、この年、河上は、三月に幸徳のいる『万朝報』に記者として入社し、

幸徳との同僚関係が生じた。また西川は、『東京独立雑誌』が廃刊になつたので、内村と離れ、一〇月五日発刊の『東京評論』の記者となり、普通選挙期成同盟会の評議員・社会主義協会の会員である桜井一義が一二月に発行した『平民新聞』に協力した。幸徳は八月三〇日『万朝報』に「噫自由党死す矣」を掲げ、一躍名文家としての名声を挙げ、木下は、『足尾鉱毒問題』(明治三三年六月刊)、『廢娼之急務』(明治三三年一〇月刊)を著わしたのである。

こえて、一九〇一(明治三四)年、社会民主党結成の年であるが、労働運動の復興、普選運動の進展という状況のなかで、労働組合期成会は、一月二六日、労働問題演説会を神田三崎町吉田屋で開き、安部・木下・西川・片山らが演題に立ち、⁽¹⁸⁾さらに社会主義協会も三月二日、神田青年会館で、社会主義学術演説会を催し、河上・安部・木下・片山らの社会民主党創立のメンバーたちが熱弁を振った。幸徳も四月九日、『万朝報』紙上に「私は社会主義者也」を掲げ、「社会主義者に非ずんば以て労働問題最後の功を奏する能はず」と論じた。⁽¹⁹⁾

なお社会民主党結成までに、安部は『社会問題解釈法』(明治三四年四月刊)、幸徳は『廿世紀之怪物・帝国主義』(明治三四年四月刊)、片山・西川は『日本之労働運動』(明治三四年五月刊)を公刊して社会民主党結成の気運を盛り上げていた。

社会民主党の結成と禁止（太田）

かくして、四月三日の労働者大懇親会の成功、四月一七・一九日の日鉄矯正会の大会における決議などから、片山は、社会主義協会の活動家で氣心の知れた同志に呼びかけたのである。そして四月二一日の社会民主党結成の準備会に参加したのは、東京専門学校講師安部穀雄、『労働運動』主筆片山潛、「毎日新聞」編集長木下尚江、『万朝報』記者幸徳秋水、『万朝報』記者河上清、『東京評論』記者西川光次郎の六人であった。

- (1) 安部穀雄「社会主義者となるまで」一一〇二ページ。
- (2) 片山潛『自伝』一七六ページ。
- (3) 松井広吉『四十五年記者生活』二八五ページ。
- (4) 山路愛山「現時の社会問題及び社会主義者」『明治文化全集』第一二卷 三七七ページ。
- (5) 木下尚江『神人間・自由』一四ページ。
- (6) 木下尚江については、山極圭司『木下尚江』および『木下尚江集』（明治文学全集 45）参照。
- (7) 『平民新聞』第九号 明治三七年一月十日。
- (8) 山路愛山 前掲書 三八一ページ。河上清『祖国日本を訴う』二八八〜二九〇ページ。
- (9) 閨谷三喜男『大日本帝国の試鏡』（日本の歴史 22）一八三ページ。
- (10) 『平民新聞』第三号 明治三六年一月二九日。
- (11) 石川旭山潛 幸徳秋水補「日本社会主義史」『明治文化全集』第一二二卷 三六四ページ。
- (12) 木下尚江 前掲書 一六ページ。
- (13) 『労働世界』第三八号 明治三二年六月一五日。
- (14) 『平民新聞』第三号 明治三六年一月二九日。なお、西川光二郎著『入神第一』参照。
- (15) 木下尚江 前掲書 一七ページ。
- (16) 片山潛・西川光次郎「日本の労働運動」『明治文化全集』第一二一卷 一四七ページ。
- (17) 河上は、『祖國日本に訴う』のなかで、『万朝報』に論説を書くようになったのは、一二一、三歳の頃と回想しているが、これは河上の記憶違いで、『万朝報』入社は、一七歳のときである。
- (18) 『労働世界』第七五号 明治三四年二月一五日。
- (19) 『万朝報』明治三四年四月九日号。
- (20) 従来のすべての研究書は、『労働世界』の記者西川光次郎となっているが、西川は、明治三四年四月『東京評論』が廃刊になるまでは、

『東京評論』の記者として東京評論社に在社していたので、社会民主党結成の準備段階は、まだ『東京評論』の記者である。それまでから『労働世界』との関係はもつていたが、『労働世界』記者になるのは、社会民主党禁止後であるといわねばならない。

四 社会民主党結成の準備会

社会民主党結成の呼びかけの中心は、片山潜をしていわしむれば、片山が中心であり、幸徳秋水研究家をしていわしむれば、むしろ幸徳が中心であったという。

片山潜の『わが回想』によればつぎのように述べている。

「日鉄機関工組合矯正会は……政治運動に参加する第一着手として、普通選挙同盟に団体加入の決議を為したこと、我が邦労働問題解決の途上に於て一大進歩と云わねばならぬ。予は此決議通過の報を得て、我々社会主義者は断然立つて社会主義の政党を組織すべき時機の熟せりと断じ、予は先ず當時『毎日新聞』の主筆をしていた木下尚江に計るに、我々は社会党组织の時来れるを以てした。

木下尚江は予の説に賛成した故に、安部及び幸徳等に予は直接面会して、日鉄矯正会大会の決議を告げ、此際我々が社会党を結成すれば矯正会員は之に加盟すべし。故に社会党を結成するは刻下の急務、而も結党の好機逸すべからずと予は熱心に勧誘した。⁽¹⁾

片山の勧誘に誰も反対するものはなかつた。片山は、日鉄矯正会の安居彦太郎と常に通信をして矯正会内の状勢を熟知していたのである。安居は、労働者の政党すなわち社会党が組織されるならば、矯正会員は全員入党する意気込みであると、片山に伝えていたので、片山は、同志を説得するうえに充分な結党理由をもつて、まず木

下に相談し、ついで安部・幸徳に会つたことになる。

これにたいして、幸徳が中心であると説く人々は、木下尚江の「幸徳秋水と僕——反逆児の悩みを語る——」から引用する。木下はつきのようにいふ。

「新聞社へ幸徳が尋ねて來た。僕の顔を見るといきなり、

『おい、社会党をやらう』

『ウム、やらう』

かういつて、立つたまゝ、瞬あむせずに見合つて居たが、やがてニッコと笑つて、直ぐに彼は帰つて行つた。

口を経て後『創立委員会を開くから、呉服橋の鉄工組合事務所へ来て呉れ』と、幸徳から知らせて來た。⁽²⁾

木下のこの文章は、後年、幸徳を追想して書いたものである。当時すなわち、社会民主党結成のとき、木下にとって、安部・片山は年命においても学識においても、長者として尊敬していたが、親密な友情をもつっていたのは、二つ年下の幸徳であった。かつての友情を想起しつつ書いた文章である。この文章から、社会民主党結成の中心が幸徳であったと断定することは難かしい。すでに片山から、木下も幸徳も相談をうけた後で、「おい、社会党をやらう」「ウム、やらう」との応答があると考えられる。

また、社会民主党結成のさいの六人の写真的序列から、すなわち、幸徳が正面の中央に座しているから、幸徳は「今や政治的な社会民主党においては、中心に座したともいえる」⁽³⁾といふのは、あまりにも幸徳びいきにすぎないだろう。

安部は、「明治三十四年の社会民主党」のなかで、つまのようにいふ。

「日本鉄道会社の労働組合内にも社会主義の思想は漸次受け入れられるようになったので、若し社会主義を基礎として政党が組織されるならば二千有余の組合員は悉くこれに参加すべしといふ意味のことを幹部から片山君に伝へたのであった。片山君は好機来れりと考へこれを同志の人々に通告し、明治卅四年四月二一日初めて日本橋区本石町の労働組合期成会事務所に有志会を開くことになった。」

安部からみた社会民主党政結成の呼びかけの中心は、片山ということになる。では、幸徳をして語らしめよう。

幸徳は「日本社会主義史」のなかでつぎのようにいう。

「外部に於ける労働運動の潮流は頗る急に、日鉄矯正会の如きは殆ど社会主義の旗幟の下に來らんとするの勢ありしかば、片山氏は元より安部、河上の両氏も亦從来の研究的態度を棄てゝ一政党を組織せんことを企て、木下・西川両氏亦外より來り加はり、予も亦之に参して、社会民主党の発表とはなれり。」(傍点 引用者)

幸徳の表現からみても、社会民主党政結成の呼びかけの中心はやはり片山とみるべきであろう。片山は日鉄矯正会の動きをみてとり、社会主義政党結成の気運きたれりとばかり、まず木下を説得し、ついで安部・幸徳を勧誘し、また幸徳は木下と会い言葉をかけ合つたのである。それとともに片山らは、『東京評論』の記者西川光一郎、『万朝報』の記者河上清を勧誘して、社会主義政党結成の準備会をもつこととなつた。

ところで、社会主義政党結成の準備会がもたれた日時・回数などは、從来の研究書あるいは回顧録・伝記のなかでもまちまちで確定していない。⁽⁶⁾ 準備会がもたれた場所だけは、東京府日本橋区本石町一丁目一二番地の労働組合期成会事務所あるいは鉄工組合本部事務所(間口一間、奥行五間の二階建)の一階と確定している。

ここでは、準備会がもたれた日時およびその協議内容を史料的に考察してみよう。

まざ第一回の準備が開催されたのは、一九〇一（明治三四）年四月二一日（日）の夕方である。

片山は「四月二十一日の夕方鉄工組合の本部の楼上に社会党結党的相談会を開き、当日会する者は六人、安部〔穢雄〕、西川〔光〕郎、幸徳〔秋水〕、木下、河上〔清〕及び片山であつた。」⁽²⁾といふ。安部も「明治卅四年四月廿一日初めて日本橋区本石町の労働組合期成会事務所に有志会を開くことになった。出席者は片山潛、幸徳伝次郎、木下尚江、西川光次郎、河上清、安部穢雄の六人であった。」⁽³⁾とする。当時の『六合雑誌』第一四五号（明治三四五年五月一五日）にも「社会民主党の組織」と題してつぎの記事がみられる。すなわち「日本に於て未だ嘗て見ざる新政党——社会民主党は顯はれ來つた。先月（注 四月）廿一日、片山潛、安部穢雄、幸徳伝次郎、河上清、木下尚江、西川光次郎の諸氏は日本橋区本石町労働組合期成会事務所に会し、社会民主党てふ新政党組織のことを相談した。⁽⁴⁾」とのべる。

以上の史料からみて、第一回の準備会が、一九〇一（明治三四）年四月二一日（日）にもたれたことは間違いない。準備会といふのは仮称であつて、片山は「相談会」、安部は「有志会」、木下は「創立委員会」とのべ、それぞれ表現が違い、不明であるため、本文では準備会といふ名称で呼ぶことにする。準備会がもたれたのは、四月二一日の夕方と片山が記しているのは、おそらく正しいであろう。なぜなら、當時ユニテリアン協会では、惟一館において、毎週日曜演説を朝夜二回にわたつて催しており、四月二一日の日曜日には、安部は岸本能武太とともに朝の演説の担当で、「実業と戦争」⁽⁵⁾と題して演説をしてゐるから、夕方に準備会がもたれたとみるのが妥当である。

第一回の準備会が、四月二一日でないという史料がただ一つある。『労働世界』第七七号（明治三四四年五月一日）

には「社会民主党起らんとす」と見出しのもとに「去月廿四日は我邦労働者の永く記念すべき日なり。安部磯雄、木下尚江、幸徳伝次郎、河上清、西川光二郎及び片山潛の六社会主義者が鉄工組合本部に集り、普通選挙及び労働者保護を実行せんとする目的を以て社会民主党組織の第一回協議を開けり。其発表も近きにありと。」(傍点引用者)といふ記事がみられる。しかし、これは明らかにミスプリントと理解するよりいたしかたないであろう。

ところで、第一回の準備会ではなにが協議されたのであろうか。

まず社会主義政党を結成することについては、何人も異議がなく、党名を「社会民主党」とすることを片山によつて提議され、「之に賛成したものは第一に幸徳、安部、木下で、他も反対はなく決定」⁽¹²⁾した。木下は、「当時の事だから、お手本は自然ドイツだ」と述懐する。

当時の日本の社会主義者は、ドイツ社会民主党を夢みていた。ドイツ社会民主党は「マルクスを思想の父」とし、ラッサールを「戦術の母」としたといわれるその「戦術」に、日本の社会主義者はひかれ、片山はまずラッサールを説き、幸徳もまたラッサールに傾倒していたので、片山が党名を「社会民主党」と提議し、幸徳が一番に賛成したといふものうなづける。⁽¹³⁾

多くの研究書は、この日に、社会民主党の基礎的綱領八カ条と実行的綱領二八カ条が決定されたとしているが、そうではなく、綱領の細目にわたりて意見の交換をしあい、次回に決定することを決めてこの日の準備会は終つたのである。

第二回の準備会がもたらされたのは、一九〇一(明治三十四)年四月一八日(日)午前一〇時である。

当時の『毎日新聞』(明治三四年四月三〇日)は、「安部磯雄、片山潛、河上清、幸徳秋水、木下尚江、西川光次

社会民主党の結成と禁止（太田）

郎の諸氏、一昨日（注二八日）午前十時より本石町鉄工組合本部に会合し、社会主義を取る政党組織の事を協議したる外、その名称を社会民主党と称し、近々其宣言綱領を発表する事に決定したり。⁽¹⁵⁾（傍点引用者）と報じてゐる。また『労働世界』第七八号（明治三四年五月一五日）の雑報欄に「社会民主党生る」の見出しで「去る四月二十八日午後九時から鉄工組合本部に集つて安部、片山、木下、幸徳、河上、西川等が組織せんことを決議した社会民主党は」（傍点引用者）と報じてゐる。

これらの記事から第二回の準備会が四月二八日（日）に開かれたことになる。時間について『毎日新聞』の午前十時と『労働世界』の午後九時との間に差異があるが、『労働世界』の午後九時とするならば、安部の出席是不可能になる。なぜならば、安部はその日の夜は、ユニテリアン協会の日曜演説に神田佐一郎とともに出席し、「労働者保護論⁽¹⁶⁾」について演説をなしてゐるからである。

第二回の準備会では、綱領について協議されて、基礎的綱領八カ条と実行綱領二八カ条が決定される。『労働世界』第七八号（明治三四年五月一五日）は、「四月二十八日……社会民主党は、(1)人類同胞主義 (2)万国平和＝軍備廃止 (3)階級制度打破 (4)生産機関及び交通機関の公有 (5)分配の公平 (6)政権の平等 (7)自由教育の七ヶ条を理想とし、此の理想に達するの道行としては、治安警察法の廢止、工場法の制定、労働組合法の制定、雇主賃法の制定、普通選挙の実行等を計らんとするのである。」と報じて、四月二八日に綱領が決定されたことを示唆している。

また木下は、『平民新聞』第二七号（明治三七年五月一五日）に「『五月廿日』を迎ふ——社会民主党禁止の第四周年——」を書き、そのなかで「四月廿八日、日本橋区本石町なる鉄工組合事務所に於て、理想八条実行綱領

三十項を決議し、安部磯雄君に托するに宣言書起草のことを以てするに至れり。⁽¹⁹⁾」と書いてある。

すなわち、わが国最初の社会主義政党である社会民主党の綱領は一九〇一（明治三十四）年四月二八日に決定されたのである。つぎに綱領⁽²⁰⁾を掲げよう。

我党は左に掲ぐる理想に向って着々進まんことを期す。

- 1 人類の差別政治の異同に拘らず、人類は皆同胞たりとの主義を拡張すること。
 - 2 万国の平和を來す為には先づ軍備を全廢すること。
 - 3 階級制度を全廢すること。
 - 4 生産機關として必要なる土地及資本を悉く公有とすること。
 - 5 鉄道、船舶、運河、橋梁の如き交通機關は悉く公有とすること。
 - 6 財富の分配を公平にすること。
 - 7 人民をして平等に政権を得せしむること。
 - 8 人民をして平等に教育を受けしむる為に、國家は全く教育の費用を負担すべきこと。
- 是れ我党の理想とする処なれども、今日これを実行するの難さは素より論を待たず、故に我党は左の如き綱領を定めて実際的運動を試みんことを期す。
- 1 全国の鉄道を公有すること。
 - 2 市街鉄道、電氣事業、瓦斯事業等凡て独占的性質を有するものを市有とすること。
 - 3 中央政府、各府県、各市町村の所有せる公有地を払い下げるこことを禁ずること。
 - 4 都市に於ける土地は擧げて其都市の所有とする方針を探ること、若しこれを速に実行する能はざる場合には法律を設けて

社会民主党の結成と禁止（太田）

- 土地兼併を禁ずること。
専売権は政府にてこれを買上げること。即ち発明者に相当の報酬を与へ、而して人民には廉価に其発明を使用せしむること。
- 家賃は其家屋の価格の幾分以上を徴収する能はずとの制限を設くること。
- 政府の事業は凡て政府自らこれに当り決して一個人若くは私立会社に受負はしめざること。
- 酒税、醤油税、砂糖税の如き消費税はこれを全廃し、之に代ふるに相続税、所得税及び其他の直接税を以てす。
- 高等小学を終るまでを義務教育年限とし、月謝を全廃し、公費を以て教科書を供給すること。
- 労働局を設置して労働に関する一切の事を調査せしむること。
- 学令児童を労働に従事せしむることを禁ずること。
- 道德健康に害ある事業に婦人を使役することを禁ずること。
- 少年及び婦女子の夜業を廃すること。
- 日曜日の労働を除し日々の労働時間を八時間に制限すること。
- 雇主責任法を設け労働者が服役中負傷したる場合には雇主をして相当の手当を負わしむること。
- 労働組合法を設け労働者が自由に団結することを公認し、且つ適当を保護を与へること。
- 小作人保護の法を設くること。
- 保険事業は一切政府事業となすこと。
- 裁判入費は全く政府の負担となすこと。
- 普通選挙法を実施すること。

- 21 公平選挙法を採用すること。
 22 選挙は一切直接とし且つ無記名とすること。
 23 重大なる問題に関しては一般人民をして直接に投票せしむるの方法を設くること。
 24 死刑を全廢すること。
 25 貴族院を廢止すること。
 26 軍備を縮少すること。
 27 治安警察法を廢止すること。
 28 新聞条例を廢止すること。

以上のような基礎的綱領八カ条と実行綱領二八カ条が決定されると、つぎに、少し明細な宣言書をだすことが協議された。そしてその起草を誰が書くかということになり、木下にいわしむれば「宣言書は、幸徳の文章でやるべき所だが、幸徳は辞退して先輩に譲つた。衆望で、安部君が筆をとることになった。」⁽²¹⁾といふ。片山は「宣言綱領の起草には、安部と幸徳との間に譲り合いがあつたが、結局安部が先ず執筆することになり。⁽²²⁾」ともいう。

当時幸徳は『万朝報』紙上でいくつかの名文を発表しており、とくに「歳は庚子に在り八月某夜、金風浙瀝として露白く天高き時、一星忽焉として墮ちて声あり。嗚呼自由党死す矣」⁽²³⁾で始まる「噫自由党死す矣」(『万朝報』明治三三年八月三〇日)は、幸徳一代の名文といわれているが、安部は、この名文家幸徳に宣言書の起草を書くよう提議し、これにたいして、幸徳が辞退し先輩の安部が書くことを提案して譲り合い、結局、衆議によつて安部が筆をとることとなつたと思われる。

ところが、一九〇一（明治三四）年四月三〇日の『毎日新聞』に社会民主党についての記事が発表されたため、政府は畏怖し官憲は右往左往はじめた。『労働世界』は、「社会民主党組織の事が新聞に出てから、探偵はキツウ御骨折で発起者等の宅へ二度も三度もやつて来た。彼等は根ホリ葉ホリ尋ねているが、別に謀叛をするのではなく正に堂々としてるので只ウルサク感ずる」と報じている。

綱領が決定されて数日後、宣言書の起草者安部の宅へも刑事が面会を求めてきた。安部はまだ宣言書の執筆にとりかかつていなかつたが、刑事に綱領については一言一句も洩さず口授した。刑事が、綱領の条項を一々筆記した後、安部は約一時間にわたつて各項の説明をしたのであるが、刑事は熱心に傾聴して「こんな政党が出来たらば必ず多数の賛成者があるでしょうね！」と感嘆の声を洩らしたという。その後も刑事は數度にわたつて安部の宅を訪問し、管轄署の神楽坂警察署長もくるようになつたのである。⁽²⁴⁾

第三回の準備会は、一九〇一（明治三四）年五月五日（日）に行なわれた。

五月五日の準備会を報ずるものは、『六合雑誌』第一四五号（明治三四年五月一五日）のみで、「本月五日、前記諸氏（注 六人のメンバー）は又々同所（注 労働組合期成会事務所）に会合し、同党（注 社会民主党）発表に就ての準備を協議せられたとのことである。」と記している。時間は明らかにしていないが、同日の夜は、安部がユニテリアン協会の日曜演説⁽²⁵⁾の担当であるため、前回（第一回）同様午前十時から開かれたものと推定できる。

第三回の準備会で協議されたことは、宣言書についてはまだ安部が起草中であるため、『六合雑誌』によれば、社会民主党発表についての準備が協議されたことになつてゐる。この第三回準備会において、宣言書発表は『労働世界』の臨時発刊号で行なうことが決定された。『労働世界』第七八号（明治三四年五月一五日）には、「政綱及

説
び趣意書は臨時発刊で諸君に御目にかけることが出来やうと考へる。⁽²⁸⁾ と記していることからも知られる。

なお、私見によればこの準備会で、社会民主党々則についても種々協議がなされ、とくに会員について論議が行なわれたものと思われる。ちなみに社会民主党々則⁽²⁹⁾を掲げておく。

社会民主党々則

目的

第一条 我党は社会主義を実行するを目的とする。

名称

第二条 我党は社会民主党と称す。

位置

第三条 我党の事務所を神田仲猿樂町九番地に設く。

会員

第四条 一定の職業を有する者会員二名の紹介を以て入党を申込み評議員会の決議を経たる時は会員たることを得、党則に反き其他党の名譽を毀損したる者は評議員会の決議を以て之を除名する。

役員

第五条 幹事二名評議員若干名を置き大会に於て之を選挙す。

会費

第六条 会員は党費として毎月貳銭を納むべし。

『六合雑誌』第一四五号（明治三四年五月一五日）には、会員の件に関して、「一つ吾人の聞いたことを言ふ。諸

社会民主党の結成と禁止（太田）

氏（注 六人のメンバー）は已に右言ふ如き精神を以て之を組織せらるるのであるから、決して叨に多数人の来り投するを願はない、唯十人でも二十人でも差間ない、健全なる人物を得れば可なりといふ者で、若し世の壯士無頼漢杯が入党を申込む時は、固より之れを謝絶するのみならず、何人にも、其人が職業あり、恒産あり、紳士たるの品格あるを確めたる上でなくば、入党を許さない積りだそうだ。して見れば同党の如きは眞に公明正大なる精神を以て成れる者と思はれる。⁽³⁰⁾」と記している。

また『労働世界』第七八号（明治三四年五月一五日）には、「社会民主党は真正に社会主義を信じてゐる、而も眞面目な人のみで組織しつつあるのであるから一定の職業を持てる者ならば誰でも入党が出来る。⁽³¹⁾」と報じてゐる。社会民主党は、会員についてはきびしい制限を設けている。臨時発刊『労働世界』第七九号（明治三四年五月二〇日）に掲載された「社会民主党はドンな者であるか」によると「先づ第一に此党は何にか職業を以て居る正直な人で我党の主義に賛成な人で組織する。……第七に此党へ入党しやうと思ふ人は会員二名以上の紹介を持って来ぬと行きませぬ、但し二名以上の紹介があつても幹事が評議員に相談し善い人だと思はぬ者は断る積りだ。第八に労働団体が全体で入党をしやうと云ふ場合には其の団体の代表者から幹事へ其事を申込めばよいそうだ。第九に定まつた職業を持つる労働者及職工には入党に於ても又万事軽便にするさうだ。第十に党費は月二銭で、党員は年三度位に（八銭づつ）之を本部に払ひ込まれたらよからう。第十一に党の名誉を汚がしたり、党則に背ひたり、党へ不利な事をした者は除名か退党を命じるのだと云ふ。⁽³²⁾」といふように会員の資格について報じてゐる。

これは、当時の人々が、社会民主党という名を聞くだけで、この党は不平党であるとか、社会革命党であるとか想像するという状勢のなかで、社会民主党は、軽舉妄動を企てるものでも、また過激な手段をとるものでもな

説

く、むしろ温和に紳士らしく振舞うものであることを示すため、さらに、世の紳士不平家の団体でないことをあらわすために、とくに会員についてのきびしい制限を設けたのである。

論

なお、木下の「費用は、差当り五円持ち寄りの三十円。幹事二名——片山君と僕。事務所は、神田仲猿樂町の借宅。⁽³³⁾」といふのは、第三回の五月五日（日）の準備会で内定したのではなかろうか。

一方、安部も宣言書執筆に全力を傾けていたある日（注　おそらく五月十日前後）、神楽坂警察署長が安部の宅を

かくして、社会民主党結成の準備は着々と進められ、あとは安部の宣言書の起草を待つのみとなつた。
一方、安部も宣言書執筆に全力を傾けていたある日（注　おそらく五月十日前後）、神楽坂警察署長が安部の宅を訪ねてきた。署長はすでに宣言書の内容を知っていたので、そのことに関して政府側の意見を伝えるため安部に面会を求めていた。署長のいうところによれば、社会民主党の綱領のなかから三カ条だけを削除するならば、政府は社会民主党の設立を禁止しないという。その三カ条とは、第一が実行的綱領のなかの（26）軍備を縮少すること、第二が（23）重大なる問題に関して一般人民をして直接に投票せしむるの方法を設くること、第三が（25）貴族院を廢止することであった。⁽³⁴⁾

当時の政府が最も危険視したのは、社会主義よりも、むしろ民主主義であったことを示すべき事柄である。政府は社会主義が一個の奇矯たる思想とは考えていたけれども、あまり現実的脅威を感じていなかつたのであり、かえつて、彼等は社会主義の主張よりも、民主主義の主張に対して、身近な脅威を感じていたのである。当時、社会民主党の創立者たちが、もし一步譲つて、民主主義的な三カ条を削除していたならば、わが国最初の社会主義政党である社会民主党は、一九〇一（明治三十四）年五月から活動を始めていたかも知れない。だが、安部は「然し私供は飽くまでも理想主義で進む決心であつたから、此等の三ヶ条を削除することは卑怯な行為であ

ると考へ断然これを拒絶することにした。⁽³⁵⁾」といふ。

その後も、神楽坂署長は安部を訪ね、もし宣言書が印刷になつたら是非五・六部もらいたいと申込んできた。もちろん、安部は元来秘密主義を嫌うためこれを快諾しているのである。安部は、ユニテリアン協会の日曜演説は毎週続けていたが、五月一二日の日曜日だけは休んで、宣言書完成のための努力を傾けた。

宣言書承認のための第四回準備会は、一九〇一（明治三四）年五月一五日（水）に開催された。

片山は「其後時日を記憶せぬが、五月になつてから宣言綱領が出来て、通知を安部から得て、之を討議する為に鐵工本部で会合を開いた。⁽³⁶⁾」という。この日を確定するために木下の『五月廿日』を迎ふ——社会民主党禁止の第四周年——『平民新聞』第二七号（明治三七年五月一五日）によると「五月十五日、また鐵工組合事務所の楼上に会して宣言書を是認し⁽³⁷⁾」といふ。

わが国社会主義運動史上の歴史的文献として、最も記念すべきもの一つである社会民主党宣言書は、一九〇一（明治三四）年五月一五日、六人の社会主義者によつてここに決定された。

では、石川三四郎によつて「その文章の雄大なる、その説明の周到なる、政党宣言書として稀に見る所⁽³⁸⁾」と推称され、高畠素之によつて「一に直ちに資本主義の牙城を覆さんとするの概を示した⁽³⁹⁾」といわしめた約九千六百八十余字におよぶ長文の宣言書とはどんなものであろうか。

「如何にして貧富の懸隔を打破すべきかは實に二十世紀に於けるの大問題なりとす」をもつてはじまる社会民主党宣言は、政治問題を解するに當り經濟問題に傾注しなければならない所以をのべ、「若し直裁に其抱負を言へば、我党は世界の大勢に鑑み、經濟の趨勢を察し、純然たる社会主義と民主主義に依り、貧富の懸隔を打破し

て全世界に平和主義の勝利を得せしめんことを欲するなり。」と説く。そして理想的綱領八カ条を掲げ、「我党は此の如く社会主義を経とし、民主主義を緯として、其旗幟を明白にせり。」として、これらの綱領について詳説し、社会主義についての世間の誤解をとき、暴力的手段による社会主義の実現に反対して、「彼の白刃を振り破裂弾を投げるが如きは虚無党或は無政府黨の事のみ。……吾人は剣戦よりも鋭利なる筆と舌とを有せり、軍備制度よりも尚有力なるべき立憲政体を有せり。若し此等の手段を利用して吾人の抱負を実行せば、何ぞ白刃と爆裂弾との助を借るが如き愚を為すを要せんや。吾人が茲に政党の組織を為す所以のものは即ち文明的手段たる此等の政治機関を利用せんとするに在り。」と強調している。最後に、「見るべし、社会主義は個人的競争主義、唯我的軍隊主義に反対するものにして、民主主義は人為的貴族主義の対照なることを。之を換言すれば社会民主主義は貴賤貧富の懸隔を打破し、人民全体の福祉を増進することを目的となすものなり。噫これ世界の大勢の趣く所にして人類終極の目的にあらずや」の言葉で結ぶ。⁽⁴⁾

ドイツ社会民主党を「お手本」として結成しようとする社会民主党の宣言書を読むならば、よりアメリカ的で、よりキリスト教的であることがわかる。この宣言書の文章は、アメリカのウィスコンシン大学教授であつたキリスト教社会主義者イリー博士の著書『社会主義と社会改良』⁽⁵⁾から影響を受けているからである。起草者の安部はもちろんのこと、片山がはじめて社会問題に興味を抱いたのは、片山がアメリカのグリンネル大学に在学中、イリー教授の同書を読んでからである。また幸徳の『社会主義神髄』(明治三六年)の参考書の中にも『共産宣言』などと同居して、イリー教授の同書が挙げられている。さらに、河上は、イリー教授の『近世社会主義論』⁽⁶⁾を訳していたことからも、イリー教授の影響が当時のわが国の社会主義者に大きな感化を与えていたことがわかる。

社会民主党の結成と禁止（太田）

社会民主党創立者のうち四人までがイリー教授の著書の影響をうけているのである。

宣言書を承認した準備会では、正式に社会民主党々則を決定し、さらに幹事二名片山と木下を選出して、五月一八日（土）に神田警察署に結社届を提出することを決めたものと思われる。それと同時に五月二〇日（月）に一般社会に社会民主党の結成を発表するため、まさに決めていた『労働世界』の臨時発刊だけでなく、宣言書の校正刷を沢山つくつて、これを全国の各新聞に一九日（日）中に届くよう郵送もしくは配布することを決めて社会民主党結成の最後の準備会は散会した。

- (1) 片山潛『わが回想 下』一二一ページ。
- (2) 木下尚江『神人間自由』一九ページ。ここに収録されている「幸徳秋水と僕」は、木下尚江が『朝日新聞』記者林広吉に宛てた日本社会運動の播磨期を語る長文の手紙を、昭和八年四月一五日から六日間、「朝日新聞」に掲載されたものである。
- (3) 田中惣五郎『幸徳秋水』一八二ページ。なお、西尾陽太郎『幸徳秋水』、糸屋寿雄『幸徳秋水研究』なども幸徳中心説のきらいがある。
- (4) 安部磯雄「明治三十四年の社会民主党」『社会科学』第四卷第一号。
- (5) 石川旭山編・幸徳秋水補「日本社会主義史」「明治文化全集」第二一巻 三六五ページ。
- (6) 従来の研究書あるいは伝記などでは、社会民主党は、明治三四年四月二一日に準備会が開かれ、五月二〇日に結成されたというのが通説であり、片山潛は、四月二一日に準備会をもち、もう一回五月に日は忘れたが、宣言書の討議をして、五月二〇日結成したという。隅谷三喜男『大日本帝国の試練』（日本の歴史22）は、四月二一日準備会をもち、翌月一五日、二回目の準備会をもったと記している。これらの説はみな間違いで、準備会は四回もたれたのである。
- (7) 片山潛 前掲書 二二一ページ。
- (8) 安部磯雄 前掲論文。
- (9) · (10) 『六合雑誌』第二四五号 明治三四年五月一五日。
- (11) 『労働世界』第七七号 明治三四年五月一日。
- (12) 片山潛 前掲書 一二一ページ。
- (13) 木下尚江 前掲書 一〇〇ページ。

- (14) 片山潛は、アメリカから帰国後間もなく、「独立」共和国の創立者「ハーランド・ラッサール」を『六合雑誌』第一九二・一九四・一九五号に、また「フェルナンド・ラッサールの社会主義」を『六合雑誌』第一九六・一九七・一九八号に発表し、これをまとめて『労働者之友良薦叢書』(明治三〇年一月刊)を出版した。幸徳秋水の『社会民主党建設者ラッサール』(明治三七年九月刊)を出版している。
- (15) 『毎日新聞』明治三四年四月三〇日。
- (16) 『労働世界』第七八号 明治三四年五月一五日。
- (17) 『六合雑誌』第一四五号 明治三四年五月一五日。
- (18) 『平民新聞』第二十七号 明治三七年五月一五日。
- (19) 『平民新聞』第二十七号 明治三七年五月一五日。
- (20) 「社会民主党の宣言書」『明治文化全集』第二一卷所収。
- (21) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (22) 片山潛 前掲書 一〇八ページ。
- (23) 『万朝報』明治三〇八年八月三〇日。
- (24) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (25) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (26) 安部磯雄 前掲論文。
- (27) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (28) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (29) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (30) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (31) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (32) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (33) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (34) 片山潛 前掲書 一一一ページ。
- (35) 片山潛 前掲書 一一一ページ。
- (36) 片山潛 前掲書 一一一ページ。
- (37) 『平民新聞』明治三七年五月一五日。
- (38) 『平民新聞』明治三七年五月一五日。
- (39) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (40) 木下尚江 前掲書 一一一ページ。
- (41) ベリー (B'ly, Richard Theodore, 1854-1943) は、エーハース歴史学派の興起系統に属し、キリスト教伝統主義を唱え、French and German Socialism in Modern Times, 1883. Socialism and Social Reform, 1894などを著書がある。
- (42) 田嶋豊『日本社会運動史』(日本社会運動史社編著)は、田嶋豊の著書(『日本社会運動史』)と田嶋豊(『日本社会運動史』)と収めたイリー博士の訳本『社会運動史』である。

五 社会民主党の届出と禁止

わが国最初の社会主義政党である社会民主党は、一九〇一（明治三十四）年五月に結成され即日禁止になつたといふのが、近代日本政治史、近代日本思想史あるいは日本社会主義運動史上の通説である。しかも、結成即日禁止という通説のなかにも五月二〇日結成即日禁止説と五月一八日結成即日禁止説の二説があり、前者の方が多数説となつてゐる。五月二〇日結成即日禁止説をとる研究書あるいは年表は非常に多いが最近のものを列挙してみると、中村勝範『明治社会主義研究』（昭和四一年）、大河内一男編『社会主義』（現代日本思想大系15 昭和三八年）、歴史学研究会編『日本史年表』（昭和四一年）、岩波書店編『近代日本総合年表』（昭和四三年）、信夫清三郎『現代政治史年表』（昭和三五年）、山田宗睦『現代思想史年表』（昭和三六年）等々である。

五月二〇日結成即日禁止説は、社会民主党創立者の一人である片山潛も『わが回想』のなかで記述し、石川旭山編・幸徳秋水補『日本社会主義史』、堺利彦『黎明期総説』（『社会科学』第四卷第一号「日本社会主義運動史」所収）、赤松克麿『日本社会運動史』など明治の後期以来ほんどの人々が主張する。

その根拠となつてゐるのは、『労働世界』第八〇号（明治三四年六月一日）の「雑報」欄に「社会民主党解散せらる」との見出しのものに報じられたつぎの記事である。

「去る二〇日の朝十時に結社の届を出した社会民主党は、同日の正午十二時に解散の命を受けた、其間僅かに二時間!! 警視庁の敏腕実に驚くべし。而し聞く所によると、警視庁は内務省とも相談して届の出ぬ先きから解散の決議をして居つたのだと云ふことだ。解散の理由は別とするも之は不都合だ。解散の理由は治安防衛と云

ふ四字だ、此の四字は政府の手で伸縮自在だから驚く。」

この記事によつて、明治以降、社会民主党は五月二〇日結成即日禁止の通説がつくられてきたのである。

一方、五月一八日結成即日禁止説をとる研究書・年表は、岡本宏『日本社会主義政党論序説』(昭和四三年)、渡部徹『現代労農運動史年表』(昭和三六年)等である。

その根拠としているのは、安部機雄の「明治三十四年の社会民主党」(『社会科学』第四卷第一号「日本社会主義運動史」所収)である。しかしこの論文で、安部は結成日も禁止日も明示していない。ただ五月一〇日に宣言書を発表したことを記し、「宣言書発表の前々日は日曜日(注 実は安部の記憶違いで前日が日曜日である)であった」とし、その日に警察署長が安部に「社会民主党は結党届を出すと同時に解散を命ぜられることになった」⁽³⁾ともらしたという。このような言葉から一八日結成即日禁止説の根拠をしていると思われる。

以上のような二説を見ると、五月二〇日結成即日禁止説は信憑性が強く、五月一八日結成即日禁止説は信憑性が弱い。しかしながら、この二説とも間違ひがあることを指摘しなければならない。

正しい説は、五月一八日(土)結成・届出、五月二〇日(月)禁止で、わが国最初の社会主義政党である社会民主党は、結成即日禁止ではなく、非常に短命ながらも、まる一日間は生命があつたことになる。

この説をとる人は、主に木下尚江研究家であつて、山極圭司『木下尚江』(昭和三〇年)、千原勝美・山田貞光・有賀義人共編『年譜』『木下尚江集』(明治文学全集45 昭和四〇年)、およびこれらを参考文献として執筆した隅谷三喜男『片山潛』(昭和三五年)および『大日本帝国の試煉』(日本の歴史22 昭和四一年)である。また年表としては、年表編纂委員会編『日本労働運動史年表』(昭和二一年)、さらに片山潛『わが回想』(昭和四一年)に付され

てゐる「片山潛年譜」などもこの説をとつてゐる。

ここでは、社会民主党の五月一八日結成・届出、五月二〇日禁止説を実証的に考察するとともに、この間の社会民主党の動きをみよう。

まず社会民主党結成と禁止の経過を内務省の史料からみると、『社会主義者沿革 第一』につきのように記されている。

「尋テ労働問題漸ク勃興セントスルノ兆アルヤ彼等ハ此ノ機ニ乘シ大ニ活動スル處アラントシ片山潛、木下尚江之カ主幹トナリ三十四年五月十八日社会主義協会ヲ変更シテ社会民主党ナル政社組織トナシ同時ニ左記ノ党則及宣言書（安部磯雄ノ執筆）ヲ発表シタリシカ同党ノ存在ハ安寧秩序ニ妨害アリト認メラレ同月二十日内務大臣ヨリ結社及宣言書ノ発売頒布ヲ禁セラレタリ」⁽⁴⁾

内務省の極秘書類である『社会主義者沿革』には、五月十八日組織、二十日禁止と明確に記されている。『社会主義協会ヲ変更シテ社会民主党ナル政社組織トナシ』としているのは、社会主義協会の会長安部、幹事河上をはじめ、片山・幸徳・木下・西川すべてが、社会主義協会の会員であり、この六人によつて社会民主党が結成されたことから、社会主義協会を変更して社会民主党が組織されたとみなしたのである。

『社会主義者沿革』は、戦前においては陽の目をみるとなく、社会民主党の五月一八日結成・届出、五月二〇日禁止説を確定することは出来なかつたであらうが、『社会主義者沿革』をみなくとも、木下尚江を研究することによつて立証できたはずである。

従来から社会民主党といえ、安部・片山を連想し、これらを研究することによつて社会民主党をとらえたと

ころに誤りがあつたといわなければならぬ。木下は、片山とともに社会民主党の幹事であり、社会民主党の事務所が木下の自宅であつたということから、木下は社会民主党の結成に重要な役割を果した一人であつた。この観点にたてば、木下の著作を調査することによつて、五月一八日結成・届出、五月二〇日禁止説は立証できる。では、木下を中心として、社会民主党結成および禁止の動きを追つてみよう。

一九〇一(明治三四)年五月一五日(水)の第四回準備会において、社会民主党結成の準備はすべて完了し、さつそく宣言書は印刷所にまわされた。幹事としての木下には、たくさん任務が負わされることになった。まず治安警察法にもとづく結社届を事務所のある神田警察署に提出しなければならない。一九〇〇(明治三三)年三月一〇日公布された治安警察法にはつぎの定めがある。

第一条 政事ニ関スル結社ノ主幹者(支社ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出シ其届出ノ事項ニ変更アルトキ亦同シ

当時においては、政事結社は届出制で、結社組織の日より三日以内に届出なければならなかつた。宣言書の校正刷が出てくる五月一八日(土)を、社会民主党の結社組織の日とし、その日に木下は神田警察署に出頭して結社組織の届書を提出した。そして社会民主党結成の同志たちは、「最も重きを置いたのは全国の新聞であったから」結社の届出をすると同時に、五月二〇日の紙上に一斉に発表されるよう宣言書の校正刷を全国の新聞社宛に郵送もしくは配布し掲載を依頼したのである。

五月一八日(土)結成・届出、五月二〇日(月)禁止説を史料を検討することによつて実証してみよう。

木下は、一九〇一(明治三五)年五月二二日の『毎日新聞』に、「明治三十五年五月二十日、社会主義協会茶話会

を開き兼ねて社会民主党の亡靈を弔ひたる夜 世界に於ける社会主義の一人記」と文章の末尾に付し、「弔『五月二十日』——社会民主党禁止の一周年——」と題してつぎのようにのべる。

「六人の青年によりて社会民主党の組織を届出でたのは昨年(注 明治三四年)五月十八日でした。所謂老練の識者が好事空想と冷笑したるに引き換へて政府は非常に驚いたのです。此時恰も伊藤内閣は癲病者の如く壊れかけて、首相の博文君は既に失踪したる程の際でしたが、其の愛婿にして内務大臣たる末松謙澄君は省内の高等官警視官等と協議を凝らせる後、社会主義鎮圧の為めに此檄葉の如き社会民主党を禁止すべしと云ふことに決定したのです。越へて二十日の朝社会民主党の宣言書が都下の諸新聞紙によりて紹介せられたのです。待ち構へたる政府は此日直に『社会の秩序安寧を妨害す』との理由を以て禁止の命令を下し、其宣言を載せたる新聞をば告発の手続に及んだのです。⁽⁵⁾」

さらに木下は、一九〇四(明治三七)年五月一五日の『平民新聞』に「『五月廿日』を迎ふ——社会民主党禁止の第四周年——」と題してつぎのようにのべる。

「十八日余は片山君と共に幹事として政社組織の届出を提出せり、之と同時に宣言書は既に印刷を了りて之を全国に配布し、將に近日結党式を擧げんとして、其準備に汲々たりき、豈に図らんや内務大臣が『禁止』の嚴命は警察の手を経て伝達せられ、……⁽⁶⁾」

木下のこれらの論文から、五月一八日(土)に六人の同志は集まり、社会民主党を正式に結成し、幹事である木下が神田警察署におもむき主幹者である片山と木下の名で結社届を提出し、残りの同志たちが全国の新聞社に宣言書を発送したことになる。

ところが片山の『わが回想』によると、木下のいうところと違つてくる。片山は「愈々結党日を五月二十日に決定して其日に所轄警察署に届くように時間を計つて結党的届出を木下と片山の名で為し、宣言の発表は『労働世界』の臨時増刊を以て為した。……かねて社会民主党の結党届を出しておいたのが二十日の午前十時に所轄警察署に届き、同日十二時には早速禁止命令が内務大臣末松謙澄の名で下された」⁽²⁾。」といふ。片山の説をとるならば、結社届は郵送したと考えられる。しかし当時において政事の結社届を郵送するとは考えられない。たとえば、「社会民主党」禁止後に、名称を「社会平民党」と改めて、六月三日、幹事幸徳と西川の名で事務所の所轄である麻布警察署に結社の届出をしたときも、『毎日新聞』(明治三四年六月五日)によると、「同党幹事幸徳伝次郎氏が一昨日(注 六月三日)午前九時を以て麻布警察署へ結社の届をなすや、同署長は同黨の事情に就て種々質問する所あり、幸徳氏は委細之を説明して引き取りしに……」⁽³⁾と報じてゐる。幹事が所轄警察署におもむいて結社届を出している。これからみても、結社届は片山と木下の名でおこなつてゐるが、社会民主党の事務所(木下の自宅)のある所轄の神田警察署に結社届を出したのは木下が一人で行つたと思われる。したがつて、片山は警察署には出頭しなかつたので郵送したと感違ひしたとしか考えられない。万が一、片山の説が正しいとしても、治安警察法第一条によれば、政事の結社は届出制で結社後三日以内に届出なければならず、社会民主党は五月二〇日午前一〇時以前に結成されていたことになり、五月二〇日結成説は難かしくなるであろう。

以上のような考察から、社会民主党は、一九〇一(明治三十四)年五月一八日(土)に結成・届出されたと確定することができる。ただ社会民主党が禁止された翌日の『毎日新聞』(明治三四年五月二一日)に「昨々怪事社会民主黨禁止せらる」の見出しの記事のなかに「彼等は十九日を以て結社の届出をなし、二十日を以て宣言書を発表し

たるに過ぎ(9)」と報じているが、これは書き間違いかミスプリントであると考へられる。

社会民主党の結社組織の届書を提出した木下には、幹事として考へねばならない仕事が残されていた。「我等の顔、雲霞の如き前途の希望に輝いた。けれど、幹事といふ僕の眼前には、差迫つた一つの問題がある。

党が成立した上は、直ぐ世間へ発表せねばならぬ。東京を振り出して、西は名古屋、京都、大阪、東は仙台一せめてこれくらいのところでは、一つ集会をやらねばならぬ。然る所、安部君は教授の繫累で、地方出張の時間の自由が無いといふ。幸徳は、『僕は筆でやるから、演説は是非勘弁して呉れ』といふのだ。

片山君は學問もあり経験もある。彼が一たび憎悪に燃えて野獸の如く叫ぶ瞬間、頑強粗野な体軀面貌は、あたかも岩石の聳ゆる如くに聴衆を圧倒する。然しそれがもし壇にはまらぬ場合は、兎角満場の倦怠の不安がある。

今や我等は、同志の前へ行くのでは無い。軽蔑と嘲笑との中へ踏み込んで、征服し啓発して行かねばならぬのだ——(10)

これは木下の回顧であるが、幹事としての木下の心情がよくあらわされている。雄弁家木下としては、地方遊説の大半は自分がやらねばならぬと覺悟を決めていたのである。

社会民主党々則第一条には、「我党は社会主義を実行する目的とす。」と記つてある。ところでこの目的を達するためどのような仕事をなそうとしたのであろうか。「社会民主党はドンな者であるか」によるところのこと我が列挙してある。

- 一 演説会及討論会を開く事
- 一 小冊子を発行する事
- 一 党報を発行する事
- 一 地方遊説員を出す事
- 一 大会

(年二回) 小会(時々)を開く事、一運動会をやる事、一労働問題の研究をする事(誰れでも郵券を入れて労働問題に関する事を聞くと、本部は親切に夫れに答へます)、一労働会館を建てる事に骨折ります。一労働俱楽部及共動店を建てる事に奨励します。一労働者の貯金を奨励する種々の方法を講じます。⁽¹⁾

社会主義協会と労働組合期成会のやつてきたことを一緒にしたような仕事を掲げているが、幹事としての片山と木下の任務は重大なものとなってきた。

一方、時の伊藤博文内閣は、すでに末期状態であったが、伊藤首相の愛婿である内務大臣末松謙澄は、一八日(土)、省内の高等官警視総監会議を開き、種々物議をかさねた。その会議で末松は、「社会主義は近年独逸に於て大分盛んになって来たやうであるが、獨逸皇帝は極力之を排斥して居られるから、我國も同一方針を取るのが適当であると思ふ。兎に角日本に於て社会主義を宣伝するのは時機尚早である」と発言した。⁽¹²⁾ 彼らは社会主義に関する研究が不十分であったが、ドイツで社会民主党が隆盛になっていることを知り、そしてカイゼルやビスマルクがこれを嫌つて弾圧していることを知つてゐたため、これをまねて社会主義鎮圧のために社会民主党を禁止すべきと決定したのである。

こえて翌日の五月一九日の日曜日、安部はユニテリヤン協会の唯一館で日曜演説を担当していた。安部は「宣言書発表の前々日は日曜日であった。」としているが、前日の記憶違いである。当日は村井知至が、「露国に於ける思想家の位置」と題し演説し、安部は十時から四五人の聴衆を前に「無抵抗と寛容」⁽¹³⁾と題し演説を始めた。

聴衆のなかに何回となく安部を訪ねてきた神楽坂警察署長がいたが、安部は別段気にすることもなく演説を続けて話は正午に終つた。署長は安部に別室で談話することを要求した。署長はその前日(一八日)の内務省の高等官

警視総監会議の決定を安部に話した。政府は社会民主党に解散を命ずるとの報告である。⁽¹⁴⁾

安部は、署長の口から政府の決心を聴いたので、その心積りで準備しなければならないため、さつそく毎日新聞社に木下を訪ね種々協議した。まず第一に考えたのは宣言書のことで、社会民主党が禁止されると宣言書は押収されることになる。宣言書は、『労働世界』の第七九号（明治三四年五月）（〇日）として臨時発刊されることになり、新聞は四頁で三頁までは「宣言書」で埋め、残り一頁に「社会民主党々則」や「社会民主党はドンな者であるか」および社会主義にかんする書籍の広告をのせ、本号に限り定価一錢（『労働世界』は普通八頁で一錢五厘）といふことで、売るというのは名のみで宣伝が目的で五千部印刷されていた。

安部は「五千部も印刷した宣言書を片山君の宅に残し置くことは押収の危険があるから、私共は各三百乃至五百部づつ自宅へ持ち帰ることにした。それでも尚ほ不安であるから私は或学生に依頼して早稲田の学生間に配布せしむることにした。社会民主党が解散を命ぜられ、警察が片山君の宅を臨検した時には単に二三百部の宣言書が残って居るに過ぎなかつた。」⁽¹⁵⁾といふ。しかし、片山は「『労働世界』臨時発刊第七九号、即ち社会民主党の宣言書を掲載したものも、治安に妨害ありとして、発売頒布を禁止されて、同日（注 五月一〇日）朝市ヶ谷の秀英社から持つて来たばかりの五千部のものを神田区署の更科警部が来て差押えて持つて去つた。……予はそれで四五十部を誤魔化して取つておいて同志に配つた。我々は斯ることに無経験であったから、殆んど宣言書の全部を没収されたのだ。」⁽¹⁶⁾といふ、また木下も「数千部の宣言書は治安防害の故をもつて押収せられ」とのべて、安部との間に食違いがある。どちらが正しいか判断はいたしかねる。

説を期して一斉に紙上に掲載する計画を知つた。この計画を知つた内務省は、大変驚いて各府県知事に長文の電報を送り社会民主党の宣言書を新聞に掲載することを一切禁止することを命じた。地方の新聞では、すでに植字を終つたものや、印刷にかけていたものもあり、この命令によつて著しく狼狽したところが少なくなつた。しかし、内務省の命令に反して宣言書の重要な部分や一部を掲載した新聞もあつた。五月二〇日（月）に、東京の木下のいる『毎日新聞』、幸徳・河上のいる『万朝報』、『報知新聞』、『日^{やまと}出国新聞』の朝刊は、一斉に社会民主党宣言書を掲載し、地方では、五月二二日（火）に『新総房』（千葉）と『東海新聞』（千葉）が紹介した。⁽¹⁸⁾『労働世界』は押収されてしまつたが、これらの新聞によつて社会民主党宣言が、国民の眼にふれたので、社会主義が改めて社会の注目をあび、世人は「青天に霹靂を聞けるが如く驚きの眼を開いて之を迎へた」のであつた。そして、「各地方より或は照会し或は賛成して来る者甚だ多く、発起者は一々回答すること能はざりし程」の状態であった。⁽¹⁹⁾

社会民主党創立者たちの喜びも束かの間、待ち構えた政府は、ただちに「社会の秩序安寧を妨害する」との理由で社会民主党の禁止命令を下したのである。警察の呼出状が木下のところへきたので、神田警察署に出頭すると警視総監からのつぎのような禁止命令が手渡された。

社会民主党幹部

片山潛
木下尚江

社会民主党は安寧秩序に妨害ありと認むるを以て治安警察法第八条第一項に依り其結社を禁止する旨内務大臣より達せられた
り

右伝達す

明治三十四年五月二十日

警視総監 安 樂 兼 道⁽²⁾

治安警察法第八条といふのは、

安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集会又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集会ヲ解散スルコトヲ得。

結社ニシテ前項ニ該当スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得。

というのである。

結社禁止と同時に政府は、『労働世界』をはじめ、宣言書を掲載した新聞など一雑誌六新聞の発売頒布を禁じ、これらを新聞紙条例第三十三条違反で告発するに及んだ。わが国最初の社会主義政党である社会民主党は、一九〇一（明治三十四）年五月一八日（土）に結成され、直ちに神田警察署に結社届を提出した木下が、「我等の顔は前途の希望に輝いた」とい、「今や我等は、同志の前へ行くのでは無い」。輕蔑と嘲笑の中へ踏み込んで、征服し啓発して行かねばならぬのだ⁽²⁾と決意を固めたのも束の間、社会民主党宣言書を一雑誌六新聞に発表し、社会主義にかんして世間の人々の耳目をそばだたせるという役目を果したのみで、結党式もあげないうちに、政府の社会主義鎮圧策により五月二一〇日（月）、まる一日間の短い生命を終えたのであつた。

(1) 『労働世界』第八〇号 明治三四年六月一日。

- (2)・(3) 安部磯雄「明治三十四年の社会民主党」「社会科学」第四卷第一号。
- (4) 『社会主義者沿革 第一』一三〇。
- (5) 『毎日新聞』明治三五年五月一二一日号。
- (6) 『平民新聞』明治三七年五月一五日号。
- (7) 片山藩『わが回想 下』一五八ページ。
- (8) 『毎日新聞』明治三四年六月五日号。
- (9) 『毎日新聞』明治三四年五月二一日号。なお、河上清『祖国日本に訴う』のなかにも「創立の翌日、警視庁から解散の命令をうけた。」と記しているが、河上の記憶違いである。
- (10) 木下尚江『神人間自由』二〇~二一ページ。
- (11) 『明治文化』第一五号 昭和四年二月二十日所収。
- (12) (14)・(15) 安部磯雄 前掲論文。
- (13) 『六合雑誌』第二四六号 明治三四年六月一五日。
- (16) 片山藩 前掲書 二五ページ。
- (17) 『平民新聞』明治三七年五月一五日号。
- (18) 従来研究書によつて、押収された雑誌・新聞の数がまわまわであるが、一雑誌六新聞が正しい。また『田出新聞』は地方紙とい、『田出新聞』(京都)とする説もあるが誤りであつて、『田出新聞』は東京紙である。なお、地方紙『新経房』『東海新聞』は、明治三四年五月二〇日社会民主党の宣言書を掲載したとなつてゐるが、地方紙は五月二一日に掲載したのである。
- (19) 石川旭山編・幸徳秋水補『日本社会主義史』『明治文化全集』第二一巻 三六七ページ。
- (20) 『毎日新聞』明治三四年五月二三日号。
- (21) 『毎日新聞』明治三四年五月二三日号。
- (22) 木下尚江 前掲書 二〇~二一ページ。

六 社会民主党禁止後の動き

神田警察署に出頭して、警視総監よりの社会民主党禁止の命令書を受取つた木下は、憤懣やるかたなく筆をと

つて「咄々怪事社会民主党禁止さる」の記事を書き、翌日の五月二一日『毎日新聞』紙上に掲載した。

「是れ啻に社会民主党に関する問題のみに非ずして、實に日本国民結社の自由に関する重要な問題を包含す。社会民主党の諸氏が此の禁止処分に対する決心如何は吾人の与かり知らざる所なれ共、吾人は更らに一般結社権問題として我國民及び當路者の猛省を促がすべき者あるを信ず、

所謂『安寧秩序の妨害』とは何ぞや、是れが認定は内務大臣の権内に在りと雖も、而かも其の認定を下だすが為めには、適切の事実とはれ無かるべからず、内務大臣必らず説あらん、吾人未だ之を知ること能はざるを悲む、……

然れ共社会民主党の禁止は現実なるを如何にせん、政府は必ず説明すべき正々の理由あらん、社会民主党の諸氏亦た必ず堂々之に對して執るべき決意あらん、吾人は爰に内務大臣が濫りに認定権を用て結社の自由を蹂躪したる怪事を大書し、大憲が保障する権利の為めに国民の警醒を促がさんばあらざるなり。」

この記事を書いた本下は、政府当局の説明を聞くべし、五月二一日午後一時、片山・幸徳と一緒に内務省に内務大臣末松謙澄を訪ねた。しかし末松は面会を拒絶し、秘書官水野鍊太郎が社会民主党は全体的にみて治安に防害があるから、今後は同様の運動をしない様希望するとの大臣の意を伝えた。末松が面談しないのでこの会談は不得要領に終つた。⁽²⁾

幸徳は、この会談の結果を『万朝報』の同僚堺利彦に伝え、末松が面談に応じなかつたと憤慨したとみえ、翌二二日の朝、堺は末松に会いに内務省に出向いた。堺は當時『万朝報』の文学担当記者であつたが、社会主義に关心を示し、社会民主党に入党する手筈をしているうちに結党を禁止されてしまった。堺は一八九六（明治二九）

説
年三月『読売新聞』に「望郷台」を載せて末松謙澄に認められ、翌年、末松のもとに毛利家編輯所へ入り『防長回天史』の編纂事業にたずきわつたという関係から、末松のところへ「どういう氣だ」と政府の真意を聞きにつた。そのときの状況を堺は日記に録する。

「今朝末松の処に行つて社会民主党に対する考を聞いた。末松は内務大臣として全力を尽して鎮圧すると云つて居る末松も目先の見えぬ事を云つてゐる、丁度昔の人が自由民権家をいやがつたやうな事を云つてゐる、仕様がない、末松曰く、社会党は列国共に持てあまして全力を注いで鎮圧に力めてゐる、何も物すきにあんなものを日本に持つて来なくともよい、列国同様我政府も全力を注いで鎮圧せねばならぬ、丁度昔のメテルニヒが云つたやうな調子だ」⁽³⁾

堺はあきれかえつた。かつて自由民権運動を昂揚させて処刑された太つ腹で有名な末松が、「全力をつくして」鎮圧するといふ。「内務大臣」末松は昔の末松ではなかつたのである。

堺からこの報告をうけた幸徳は、五月一四日の『万朝報』で「社会党鎮圧策」と題して政府の態度を攻撃し、「吾人を以て之を見れば、今後日本に於て、社会主義者の運動を鎮圧するには、先づ社会主義的思想を根底より剪除せざるべからず。之を成さんとせば、現時社会主義者を悉く国外に放逐し、政治、経済、倫理、宗教、哲学の著書を焼尽し、且つ今後是等著書の輸入を禁止せざるべからず。末松君にして能く此方法を決行するの勇気と決断と手腕とを有するに於ては、或は末松君の一代位いは鎮圧の功を奏することを得ん。若し此如くなる能はずとせば、難い哉。社会主義者の運動を二十世紀の今日に鎮圧することや。」と冷笑した。さらに五月三〇日、同紙に「日本の民主主義」と題し、明治維新が五カ条の誓文で民主主義を実現したが、これこそ國体であるのにこれを

さまたげに藩閥政府は「陛下の罪人也」ときめつけ、天皇制による社会主義圧制を諷諭したのである。⁽⁵⁾

社会民主党結成のメンバーは、禁止の命令をうけ、内務省の真意を聞いた段階で会合をもつて、宣言書を発表したため告発された新聞紙条例違反の公判が開かれるまで、しばらく緘默することを決議して様子をみていた。しかし、この公判がいつ開廷されるかわからぬ状態であるので六人のメンバーは、六月一日（土）の夜、再び会合をもつた。その結果、

一、我等は政府意思の在る所を詳にせずと雖も、可及的平和溫柔の態度を以て之に応すべき事

一、名称を「社会平民党」と改むる事

一、規則を改め主として経済問題を以て綱領中に列挙する事⁽⁶⁾

を決定し、もう一度社会主义政党の結成を企てたのである。社会民主党は、その名前がすなわち「民主」という文字が、まず当局の忌諱にふれたという噂があつたので名を改め「社会平民党」とし、また綱領中の軍備撤廃、レフアレンダム、貴族院廢止等が禍因になつたとも伝えられたので、綱領も政治的事項を一切省き、幹事も事務所も変えて届出ることを決定した。

社会平民党々則は、宣言、理想的綱領のすべてを省き、第一条に「我党ハ左ノ諸件ヲ実行スルヲ以テ目的トス」として、社会民主党の実践的綱領から二十三条の「重大ナル問題」以下、すなわちレフアレンダム、死刑、貴族院、軍備、治安警察法、新聞紙条例の六カ条を削除したものである。事務所は麻布区麻布官村町七二番地の幸徳方におき、「党員」は一定の職業をもち、会員二名の紹介によつて入会し、不適格者は評議員会にかけて除名する。幹事は二名、評議員若干名の点は、社会民主党と同じであるが、「党費」は月二錢から五錢に引上げられて

ときあたかも、第四次伊藤内閣が直接的には、渡辺国武蔵相問題で総辞職し、六月一日（日）軍閥内閣である桂太郎内閣が成立した。そして内務大臣は末松から内海忠勝にかわった。翌三日（月）午前九時、社会平民党幹事幸徳と西川の名をもつて、幸徳が麻布警察署へ結社の届出をなした。署長は同党の事情について種々質問し、幸徳も委細に説明して引きとつた後、同日午後五時に幸徳に向つて即刻警察署に出頭すべしとの呼び出しがあり、再び幸徳が麻布警察署を訪ねると、社会平民党は安寧秩序を妨害する者と認め之を禁止すると的新内務大臣内海忠勝の命令書が伝達された。⁽⁸⁾

まさに社会平民党は結成即日禁止をくらつたのである。

木下は、さうそく「社会平民党の禁止 桂内閣一着の事業」と題し『毎日新聞』（明治三四年六月五日）で桂内閣を批判する。

「社会主義の結社に対する両回の禁止命令は是れ我国に於ける言論結社の自由、延ひて学問研究の自由に至大關係を有する重要問題にして国民の深し注意すべき所、而して『社会民主党』に対する禁止は、当時の内相末松氏が予め属僚と協議準備し置きたる所なりしも今回『社会平民党』に対する禁止命令が如何にして出て來りしやは頗る疑ふべき者あり、該當発起者は極めて温順の態度を執り、其の綱領には只だ経済教育に関する者のみを掲げ、政治事項に関する者は一切之を省き、何等無学の暴吏たりとも復た『治安妨害』の妄認を下たすべき余地なしと云ひ居たりしに、此日始めて出省したる内海新内相に依りて即日禁止の厳命を受けしは、発起者諸氏も慨然たりしならん」⁽⁹⁾

社会民主党の結成と禁止（太田）

かくして、社会民主党について社会平民党が禁止されることによつて、社会主義政党の創立者のメンバーたちは、少くとも当分の間は、政党結成を断念せざるを得なくなつたのである。同志たちは、再び社会主義協会に後退し社会主義協会の名のもとで、社会主義の教育・宣伝活動を開始することとなつた。

ところで、社会民主党の宣言書を掲載したことからおこつた新聞紙条例違反事件は、まず千葉の『新総房』が裁判に付され、その宣告は有罪とされた。ついで東京の『労働世界』、『毎日新聞』、『日出新聞』の公判は、一九〇一（明治三四）年六月二六日午前九時といふことであつたが、午後一時より東京地方裁判所第一刑事法廷で開催された（『万朝報』と『報知新聞』は、弁護士の都合で延期）。

中村用徳裁判長より片山潛をはじめ被告に訊問のあと、名村伸検事は、「社会民主党の宣言書を読んでみると、初めに八ヶ条の理想が掲げられてあつて次に此理想は今日直ちに行ふことが出来ぬから、先づ下の綱領の理想から始めるといふて二十八ヶ条の綱領を示して居るが、此八ヶ条の理想と二十八ヶ条の綱領とはドチラが主かと云ふに無論八ヶ条が主である。二十八ヶ条の綱領は唯だ八ヶ条の理想に達する道行として行はんとする者に過ぎない、であるから此宣言書が社会の秩序を紊す者なるや否やは八ヶ条の理想を主として吟味した上で定めねばならぬ。さて八ヶ条の理想を見るに何れもヒドイ、階級打破と云ひ、軍備廃止と云ひ、憲法の保護して居る私有財産権の打破と云ひ、皆社会の秩序を乱す者であると云ふことは説明するまでもない」⁽¹⁵⁾ よつて片山潛（労働世界）は新聞条例第三十三條及第三十七条をもつて、鈴木真三郎（日出新聞）、山口仁之助（毎日）、篠原健三郎（毎日）は、同三十三条をもつて、処罰ありなしとして論告をなした。

主任弁護士本田恒虎をはじめ十人の弁護士は、何れも立つて「政党の宣言書を見るに実行策よりも理想を主意

とすることの不當なる事」 「宣言書中の八ヶ条及二十八カ条のドレでも一つぐにすると既に新聞雑誌で度々述べられたことである、ソウして何人も秩序を乱す者と認めなかつたのである、然かるに一所になつて出た為めに秩序を乱すと云ふのは非理だ」 「軍備廃止、階級打破等の如きは殊に屢々云はれた語で、学者も論ずるし、政治家も云ふて居る⁽¹⁾」「今日の社会を是とせぬから秩序を紊すと云へば、凡ての社会改良家は罰せらるることとなる、之れは實に乱暴の極だ。⁽²⁾」などと、検事の論告にたいして反論を行ない、被告の無罪を主張した。

最後に被告片山潛は、検事が私有財産の廢止を唱うるは、憲法の保護する財産権を侵犯するものだと云うが、「今日の社会制度に於てこそ富が少数者の手に集りて各人の私有財産が危くされて居る、であるから吾等は夫を防ぐ為めに社会主義を唱ふるのだ」と検事の論告を論破した。

第一回公判は、四時半に開廷し、判決言渡しは、七月一日といふことであつたが、それが七月三日にのび、さらに七月五日にのびた。当時は判決がのびるのは善兆であるといわれており、おそらく無罪であろうと予測されていた。

七月五日、午前九時といふのが一時まで待たされた後、被告にたいして判決が言渡された。片山潛にたいする判決はつぎのようなものであつた。⁽⁴⁾

判決言渡書

東京市神田三崎町三丁目一番地

労働世界發行兼編集人

平民 片 山

十一月生四十二才

右に対する新聞紙条例違反被告事件に付き当地方裁判所は判決すること左の如し

主 文

被告潜を無罪とす

理 由

被告は東京市神田区三崎町三丁目一番地労働新聞社が発行する労働世界の発行兼編輯人にして明治三十四年五月二十日臨時発刊労働世界第七十九号紙上に社会民主党的宣言と題し先づ其の冒頭に於て如何にして貧富の懸隔を打破す可きかは實に二十世紀に於ける大問題なりと説き起し……（注 このあと宣言書の政治状勢、八カ条の理想綱領、二八カ条の実行綱領およびこれの説明の要点をのべ、つぎの結論をいう。）最後に社会民主党は責賛貧富の懸隔を打破し人民全般の福祉を増進するを目的とする説述したる記事を編輯掲載して之を発行したる事実ありと雖も該記載事項は未だ社会の秩を壞乱するの程度に達せざるものなりと認定し刑事訴訟法第二百三十六条第二百二十四条の規定に従ひ主文の如く判決す

検事名村伸本件に于与明治三十四年七月五日言渡す

東京地方裁判所第四刑事部

裁判長判事 中 西 用 德

判事 玉 川 仕 致
判事 中 村 太 郎

裁判所書記 市 橋 敏 雄

もちろん検事はこの無罪の判決を不服として東京控訴院に控訴した。検事の控訴によつて、東京の四新聞一雑誌（『毎日新聞』『万朝報』『報知新聞』『日出新聞』『労働世界』）の刑がまだ確定しない間に、千葉の『新経房』は

その有罪の宣告に服せず、控訴しさらに上告して、一九〇一（明治三四年）年一〇月二一日、大審院において、その上告は棄却された。この大審院の判決は、社会主義にかんする事件でわが国の司法権が下した最初の確定意見であり、いうまでもなく有罪と確定されたのであった。大審院の判決は、「該記事が社会の秩序を壊乱するものなることは、記事自体に徴して認むるを得るを以て、特に社会の秩序を壊乱すべき記事たることの理由を説明するの要なし又上文記事の理想とする処及び実行を期する綱領の如き共に現時の組織制度と相容れざるものにして即ち社会の秩序を壊乱するものなれば之を新聞紙に掲記頒布する新聞紙条例第三十三条の犯罪を構成するのは当然にして論難は共に其理由なし」⁽¹⁾として、大審院は、なんの理由によつて社会民主党宣言が秩序を壊乱するのか説明することなしに、ただ記事自体に徴して認むるをもつて理由を説明する要なしとしたのであった。

幸徳はただちにこの判決を批判し、「民主党事件と大審院」と題し、『万朝報』（明治三四年一月一一日）紙上に掲載した。

この大審院の判決後、東京の四新聞一雑誌も、東京控訴院で有罪とされ、被告側はただちに上告したが大審院は上告を棄却して、罰金二十円の刑が確定した。それは一九〇一（明治三五年）年三月二四日で、大審院の上告棄却理由は、「抑も民主主義と云ひ階級制度を全廢すると云ひ或は財富の分配を公平にすると云ふが如きは現時の制度を破壊するの甚しきものにして、是等の理想に基き政党を組織し以て同志を集合するに於ては為めに社会の秩序を害すべきものと謂はざるを得ず」⁽²⁾というのであった。木下はこれまた、この判決を「平和平等主義の一人」の名をもつて「大審院の判決を評す」と題して二日間にわたつて『毎日新聞』紙上（明治三五年三月二七・二八日）で批判を展開したのであった。

社会民主党の結成と禁止（太田）

これよりさき、社会民主党が禁止された直後、桑田熊蔵、金井延、戸水寛人ら東京帝国大学法学部教授を中心となり、門下の法学士を集めてつくつてある社会政策学会は、世間の誤解を心配して、同学会で社会主義を奉ずるものでないことを声明するため、「社会政策学会の弁明書」を『毎日新聞』（明治三四年五月）に発表した。弁明書には、「余輩は社会主義に反対す何となれば現在の経済組織を破壊し資本家の絶滅を図るは国運の進歩に害あればなり……世間動もすれば社会主義と社会政策との間に画然たる区別を立つることなく余輩の主張する処を以て社会主義と混同する者あり顧ふに社会政策の趣旨たる穩當着実にして毫も社会の秩序及び国家の安寧と相戾る処無きに反して社会主義は現在の社会制度及国家を破壊するに非んば到底実行す可からざるもの」とのべ、また社会民主党の宣言書は、相異なるところの社会主義と社会政策とを共にかかげているのは矛盾であると批判し

これにたいして、社会民主党宣言書の起草者である安部は、ただちに筆をとつて「社会政策学会員に質す」と題する反駁文を、同じ『毎日新聞』(明治三四年五月)に発表した。安部は「余は素より諸君と同じく社会主義が社会政策と同一の者にあらざることを信ずるものなりと雖も、決して二者が相背馳せるものなりと思はざるなり、少くとも余等社会主義者の眼より見れば、社会政策なるものは社会主義に到達する一段階なるが故に、これに対しても余等社会主義者の眼より見れば、社会政策なるものは社会主義に到達する一段階なるが故に、これに対しても聊かも悪意を懷くことなく、否寧ろこれを歓迎せんと欲するものなり、唯余等が諸君と相一致し能はざる点は、社会政策を以て社会問題最後の解釈法と為さざるに在るのみ」と反駁し、さらに安部は、君等は京都どまりへ我々は神戸まで行く、途中まで道中を一緒にしても一向差支えないのではないかと議論を展開した。

この理論斗争は、社会改良主義と社会主义との衝突であるが、これと同じような理論斗争が、一八九九（明治三

225 (681)

説論　一〇年五月一七日、活版工懇和会の演説会において、片山潛と桑田熊蔵、金井延との間に行なわれていたのである。

社会政策学会の弁明書と安部の反駁書を掲載した『毎日新聞』社長島田三郎は、一九〇一（明治三四）年七月一日より九月二日まで三六回にわたり「社会主義及社会党」を『毎日新聞』紙上に掲げ、一方では政府の社会主義者の弾圧政策を批判し、また他方では社会主義と対立する社会政策学会を批判して、社会民主党のために大いに弁護した⁽¹⁹⁾。この論文はのちに『世界之大問題社会主義概評』（明治三四年一〇月刊）として出版され、社会主義の普及に貢献したのである。

また当時、アメリカにいた鈴木大拙は、近着の日本の新聞紙によって、政府が社会民主党の結成を禁止したことを探り、「予は深く日本の政府の輕舉にして遠大の思慮を欠き、社会の進歩人間の幸福を無視したるを慨す⁽²⁰⁾」として、「社会民主党の結党禁止につきて——社会主義の宗教的基礎——」と題し『六合雑誌』第一四九号（明治三四年九月一五日）に寄稿した。

社会民主党の問題について、「書生輩の児戯」ぐらいにしか思つていなかつた一般の人々は、「禁止」ついで掲載新聞雑誌の「告発」によつて刺戟をうけ、ようやく目を見張つてきた。人々は、各新聞紙に掲載された裁判の判決文のなかにあらわれた「社会民主党の宣言書」を読むことによつて、社会民主党の主張をよみとろうと努力をした。その反響は大きく、「社会主義」という記憶が「電気メッキの如くに、国民の心裏に焼きつけられてしまつた」のである。⁽²¹⁾

かくして、「社会民主党」について「社会平民黨」と禁止されることになった創立者のメンバーたちは、七月、再び安部を会長とし、片山・西川を幹事として社会主義協会を再興し、社会主義協会の名のもとに、社会主義が一般の人々の注意をひいた機会に乘じて、社会主義を宣伝することとなつた。この間に、堺利彦、斯波貞吉らが社会主義協会に参加し、『万朝報』を中心とする「理想団」とともに、労働運動、社会主義運動、普選運動の発展に寄与したこととなつたのである。

- (1) 『毎日新聞』明治三四年五月一一四号。
- (2) 『毎日新聞』明治三四四年五月一一四号。
- (3) 『堺利彦全集』第一巻 四〇〇ページ。
- (4) 『万朝報』明治三四四年五月二四四号。
- (5) 『万朝報』明治三四四年五月三〇四号。
- (6) 『毎日新聞』明治三四四年六月四日号。
- (7) 『社会主義者沿革 第一』一七~二〇一。
- (8) 『毎日新聞』明治三四四年六月五日号。
- (9) 『六合雑誌』第一四七号 明治三四四年七月十五日。
- (10) 『六合雑誌』第一四八号 明治三四四年七月一一日。
- (11) 『勞働世界』第八四号 明治三四四年七月一一日。
- (12) 『万朝報』明治三四四年一月一一四号。
- (13) 『毎日新聞』明治三五年三月二十七四号。
- (14) 『島田三郎「世界之大問題社会主義概説」』一九〇ページ。
- (15) 『島田三郎「前掲書 参照。』
- (16) 『六合雑誌』第二四九号 明治三四四年九月一五日。
- (17) 木下尚江『神人間自由』二一~二二ページ。

[付記] 本稿は、一九六九年一〇月一八日に日本政治学会において、研究テーマ「日本の社会主義」のディスカッサンントとして報告した要旨を中心として執筆したものである。